

裁判員等経験者に対するアンケート
調査結果報告書（平成29年度）

平成30年3月
最高裁判所

*** 本報告書を読む際の注意**

1. 「n」は質問に対する総回答数であり，%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
2. 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問（Multiple Answers の略）。
通常，各比率の合計は100%を超える。
3. 集計値（比率）は小数点第二位を四捨五入しているため，
 - a) 単数回答の質問であっても，各比率の合計は100%にならない場合がある。
 - b) 小数点第二位が4以下の数値の場合，「0.0%」と表記されている。
4. 集計結果上，表記している「不明」とは，無回答や回答拒否等により質問選択肢での回答を得られなかった場合を示す。

目 次

I 調査概要

1. 調査目的
2. 調査対象
 - (1) 調査対象事件
 - (2) 調査対象者

II 調査結果の要約

1. 裁判員に対するアンケート結果
2. 補充裁判員に対するアンケート結果
3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

III 調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果
 - (1) 裁判員等選任手続について（問1）
 - (i) 手続の進め方，受けた質問についてなど
 - (ii) 待ち時間についてなど
 - (2) 審理について
 - (i) 審理内容のわかりやすさ（問2）
 - (ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ（問3）
 - (iii) 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象（問4）
 - (iv) 裁判官の説明のわかりやすさ（問5）
 - (3) 評議について
 - (i) 評議における話しやすさ（問6）
 - (ii) 評議における議論の充実度（問7）
 - (iii) 評議の進め方（裁判官の進行，裁判官の説明，評議の時間，休憩の取り方など）についての意見や感想など（問8）
 - (4) 裁判員を務めた感想等について
 - (i) 裁判員に選ばれる前の気持ち（問9）
 - (ii) 問9で答えた理由（問10）
 - (iii) 裁判員として裁判に参加した感想（問11）
 - (iv) 問11で答えた理由（問12）
 - (5) 裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）について
 - (i) 全体的な印象（問13-1）
 - (ii) 裁判所の対応について感じたこと（問13-2）
 - (6) その他の全般的な意見や感想など（問14）

2. 補充裁判員に対するアンケート結果

- (1) 裁判員等選任手続について（問1）
 - (i) 手続の進め方，受けた質問についてなど
 - (ii) 待ち時間についてなど
- (2) 審理について
 - (i) 審理内容のわかりやすさ（問2）
 - (ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ（問3）
 - (iii) 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象（問4）
 - (iv) 裁判官の説明のわかりやすさ（問5）
- (3) 評議について
 - (i) 評議における話しやすさ（問6）
 - (ii) 評議の進め方（裁判官の進行，裁判官の説明，評議の時間，休憩の取り方など）についての意見や感想など（問7）
- (4) 補充裁判員を務めた感想等について
 - (i) 補充裁判員に選ばれる前の気持ち（問8）
 - (ii) 問8で答えた理由（問9）
 - (iii) 補充裁判員として裁判に参加した感想（問10）
 - ア 補充裁判員として裁判に参加し，「よい経験」と感じた理由（問11-1）
 - イ 補充裁判員として裁判に参加し，「よい経験」と感じなかった理由（問11-2）
- (5) 裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）について
 - (i) 全体的な印象（問12-1）
 - (ii) 裁判所の対応について感じたこと（問12-2）
- (6) その他の全般的な意見や感想など（問13）

3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

- (1) 裁判員等選任手続について（問1）
 - (i) 裁判員等選任手続について感じたこと
 - (ii) 裁判員等選任手続について「不適切な点があった」と答えた理由
- (2) 裁判員として選ばれることについての気持ち（問2）
- (3) 裁判員に選ばれなかった感想及び「不満である」と答えた理由（問3）
- (4) 裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）について（問4）
 - (i) 全体的な印象
 - (ii) 裁判所の対応について「不適切な対応があった」と答えた理由
- (5) その他の全般的な意見や感想など（問5）

資料編

1. 調査票（付：単純集計結果）
 - （1）裁判員アンケート
 - （2）補充裁判員アンケート
 - （3）裁判員候補者アンケート
2. 集計表（クロス集計結果）
 - （1）裁判員アンケートの集計結果
 - （2）補充裁判員アンケートの集計結果
 - （3）裁判員候補者アンケートの集計結果
3. 自由記載分類・整理表
 - （1）裁判員アンケートの集計結果
 - （2）補充裁判員アンケートの集計結果
 - （3）裁判員候補者アンケートの集計結果

I 調査概要

1. 調査目的

本アンケート調査は、裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、意見・要望など主観的要素を調査・把握し、その結果を集計・分析して、裁判員制度の運用等の改善につなげることを目的とするものである。

2. 調査対象

(1) 調査対象事件

本報告書は、平成29年1月以降、同年12月末日までに全国60の裁判員裁判実施庁に提出された裁判員等アンケートの結果を取りまとめたものである（図表1「庁別対象事件数と回収票数」参照。なお、対象事件数は、調査対象期間中に提出のあったアンケートを基にしており、かつ、区分審理が行われた裁判では裁判員等の参加した審理ごとに事件数を計上しているため、同期間内に実施した終局人員数とは一致しない場合がある。）。

これら事件を審理の実日数別にみると、「3日」が35.4%を占め、最も多い実日数となっている。次いで、「1日又は2日」が24.3%、「4日」は17.6%、「5日」は8.9%となっており、「6日以上」は13.9%である（図表2「(1) 審理の実日数」参照。）。

また、自白・否認別にみると、「否認」事件が52.7%を占め、「自白」事件は47.3%である（図表2「(2) 自白・否認の別」参照。）。

※「審理の実日数」は、実際に審理を行った日のみ（審理及び評議を行った日を含む。）を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。

※「自白・否認の別」にいう「否認」には、一部否認も含む。

※「審理の実日数」、「自白・否認の別」に係る数値は、いずれも本アンケート調査において用いたアンケート用紙の「裁判所記入欄」の記載に基づく集計による。

(2) 調査対象者

裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、本アンケート調査の協力を求めたところ、調査対象期間中、合計24,664名から回答が得られた。その内訳をみると、裁判員経験者が5,392名、補充裁判員経験者が1,704名、裁判員候補者経験者が17,568名である（図表1参照。なお、当初補充裁判員に選任され、その後、裁判員に選任された者については、裁判員用のアンケートについて協力を依頼した。）。

調査対象期間中にアンケート用紙を配布した人数を分母とした場合の回収率は、裁判員経験者が99.5%、補充裁判員経験者が96.5%、裁判員候補者経験者が98.5%である。

これら調査対象者の属性をみると、性別については、「男性」が55.7%、「女性」が43.8%となっている。また、年齢については、法律上、希望すれば辞退することができることとされている「70歳以上」の割合は少ないものの、20代から60代までの幅広い年代にわたっている。職業別では、「お勤め」が55.5%と最も多い層となっており、「パート・アルバイト」、「専業主婦・専業主夫」、「無職」がこれに続いている。「育児」や「介護」をしている人も参加しており、育児・介護のいずれか、または、その双方をしている人の割合は、調査対象者全体の21.2%を占めている（図表3「対象者属性」参照。）。

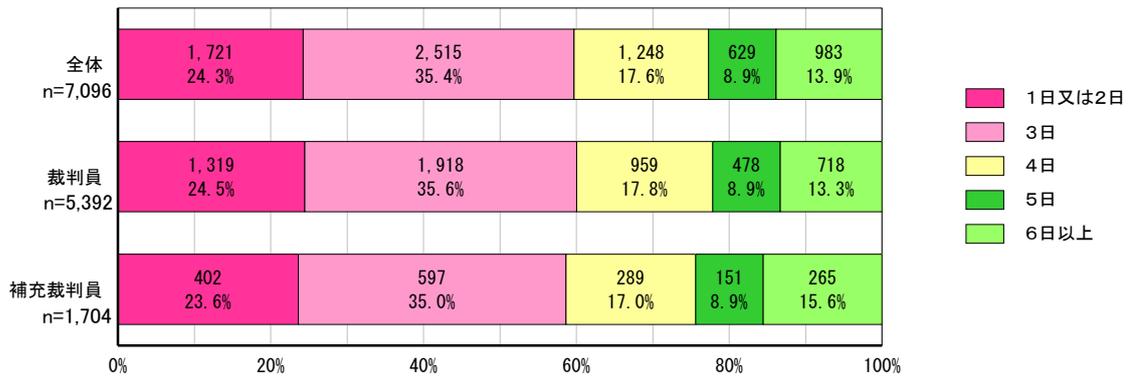
図表1 庁別対象事件数と回収票数

| | 対象事件数 | 裁判員 | 補充裁判員 | 裁判員候補者 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 東京地方裁判所 | 91 | 545 | 176 | 1,461 | 2,182 |
| 東京地方裁判所立川支部 | 22 | 132 | 42 | 361 | 535 |
| 横浜地方裁判所 | 32 | 192 | 56 | 596 | 844 |
| 横浜地方裁判所小田原支部 | 9 | 54 | 17 | 175 | 246 |
| さいたま地方裁判所 | 54 | 322 | 105 | 1,042 | 1,469 |
| 千葉地方裁判所 | 76 | 455 | 132 | 1,645 | 2,232 |
| 水戸地方裁判所 | 19 | 114 | 33 | 440 | 587 |
| 宇都宮地方裁判所 | 12 | 72 | 24 | 263 | 359 |
| 前橋地方裁判所 | 17 | 102 | 30 | 246 | 378 |
| 静岡地方裁判所 | 6 | 36 | 12 | 103 | 151 |
| 静岡地方裁判所沼津支部 | 9 | 54 | 17 | 173 | 244 |
| 静岡地方裁判所浜松支部 | 7 | 42 | 15 | 96 | 153 |
| 甲府地方裁判所 | 5 | 30 | 14 | 115 | 159 |
| 長野地方裁判所 | 3 | 18 | 6 | 62 | 86 |
| 長野地方裁判所松本支部 | 4 | 24 | 10 | 100 | 134 |
| 新潟地方裁判所 | 6 | 36 | 12 | 125 | 173 |
| 大阪地方裁判所 | 78 | 462 | 150 | 1,471 | 2,083 |
| 大阪地方裁判所堺支部 | 21 | 123 | 41 | 410 | 574 |
| 京都地方裁判所 | 14 | 84 | 30 | 350 | 464 |
| 神戸地方裁判所 | 28 | 168 | 54 | 516 | 738 |
| 神戸地方裁判所姫路支部 | 11 | 64 | 17 | 194 | 275 |
| 奈良地方裁判所 | 9 | 54 | 20 | 171 | 245 |
| 大津地方裁判所 | 12 | 72 | 20 | 223 | 315 |
| 和歌山地方裁判所 | 6 | 36 | 14 | 133 | 183 |
| 名古屋地方裁判所 | 51 | 304 | 90 | 1,048 | 1,442 |
| 名古屋地方裁判所岡崎支部 | 5 | 30 | 9 | 110 | 149 |
| 津地方裁判所 | 11 | 64 | 20 | 260 | 344 |
| 岐阜地方裁判所 | 11 | 66 | 21 | 190 | 277 |
| 福井地方裁判所 | 8 | 48 | 16 | 173 | 237 |
| 金沢地方裁判所 | 3 | 18 | 7 | 79 | 104 |
| 富山地方裁判所 | 1 | 6 | 1 | 18 | 25 |
| 広島地方裁判所 | 21 | 126 | 45 | 406 | 577 |
| 山口地方裁判所 | 11 | 66 | 22 | 156 | 244 |
| 岡山地方裁判所 | 16 | 96 | 32 | 401 | 529 |
| 鳥取地方裁判所 | 2 | 12 | 4 | 27 | 43 |
| 松江地方裁判所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福岡地方裁判所 | 31 | 192 | 63 | 703 | 958 |
| 福岡地方裁判所小倉支部 | 14 | 96 | 27 | 290 | 413 |
| 佐賀地方裁判所 | 7 | 42 | 13 | 105 | 160 |
| 長崎地方裁判所 | 3 | 18 | 6 | 82 | 106 |
| 大分地方裁判所 | 4 | 24 | 7 | 88 | 119 |
| 熊本地方裁判所 | 9 | 54 | 14 | 173 | 241 |
| 鹿児島地方裁判所 | 10 | 59 | 17 | 200 | 276 |
| 宮崎地方裁判所 | 6 | 35 | 11 | 98 | 144 |
| 那覇地方裁判所 | 14 | 84 | 24 | 224 | 332 |
| 仙台地方裁判所 | 15 | 90 | 30 | 328 | 448 |
| 福島地方裁判所 | 8 | 48 | 13 | 176 | 237 |
| 福島地方裁判所郡山支部 | 10 | 60 | 18 | 189 | 267 |
| 山形地方裁判所 | 5 | 30 | 7 | 107 | 144 |
| 盛岡地方裁判所 | 4 | 23 | 7 | 86 | 116 |
| 秋田地方裁判所 | 5 | 30 | 13 | 101 | 144 |
| 青森地方裁判所 | 3 | 18 | 6 | 77 | 101 |
| 札幌地方裁判所 | 17 | 101 | 32 | 368 | 501 |
| 函館地方裁判所 | 4 | 24 | 9 | 98 | 131 |
| 旭川地方裁判所 | 6 | 36 | 11 | 122 | 169 |
| 釧路地方裁判所 | 4 | 24 | 10 | 68 | 102 |
| 高松地方裁判所 | 10 | 66 | 20 | 209 | 295 |
| 徳島地方裁判所 | 7 | 42 | 16 | 115 | 173 |
| 高知地方裁判所 | 5 | 27 | 4 | 103 | 134 |
| 松山地方裁判所 | 7 | 42 | 12 | 119 | 173 |
| 全 体 | 899 | 5,392 | 1,704 | 17,568 | 24,664 |

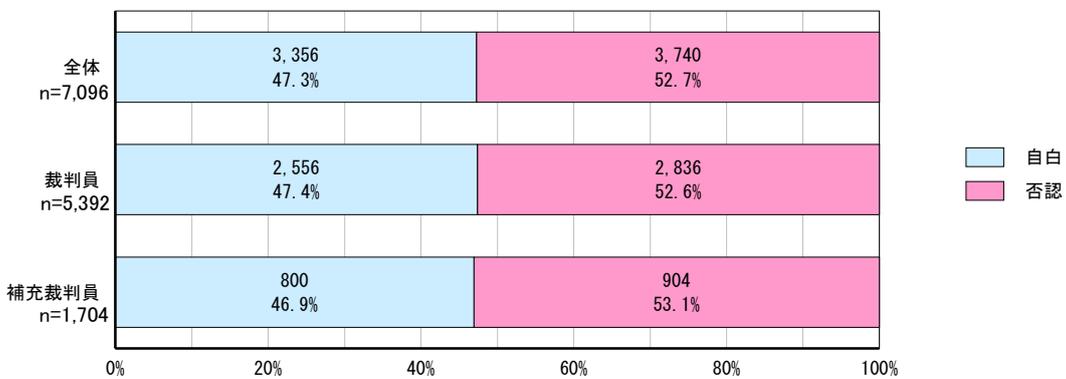
(注) 対象事件数は、平成29年1月以降、同年12月末日までに提出のあったアンケートを基にしており、かつ、区分審理が行われた裁判では裁判員等の参加した審理ごとに事件数を計上しているため、同期間内に実施した終局人員数とは一致しない場合がある。

図表2 対象事件について（審理の実日数及び自白・否認の別）

(1) 審理の実日数（裁判員，補充裁判員のみ）

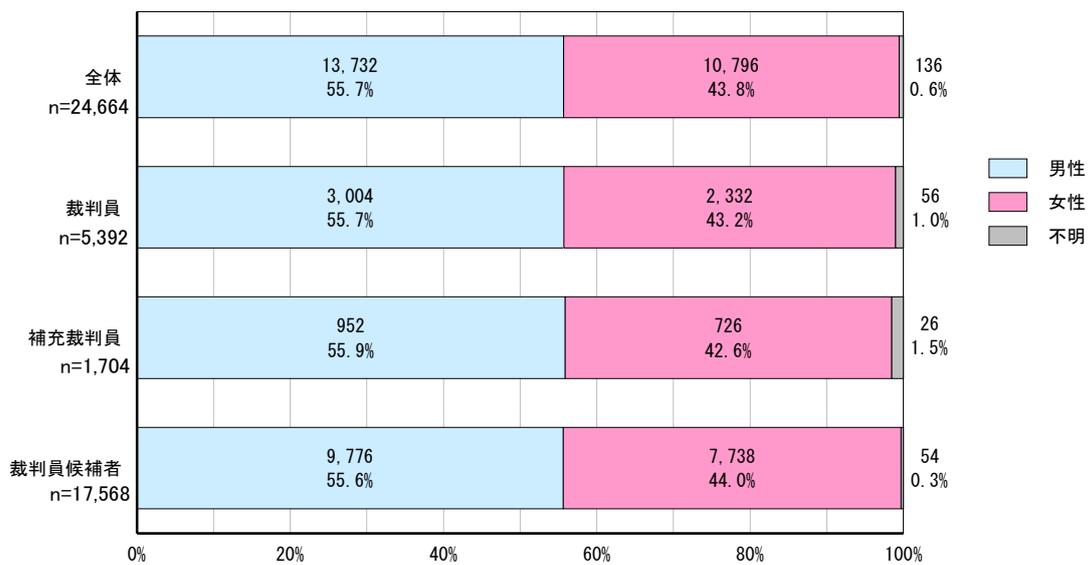


(2) 自白・否認の別（裁判員，補充裁判員のみ）

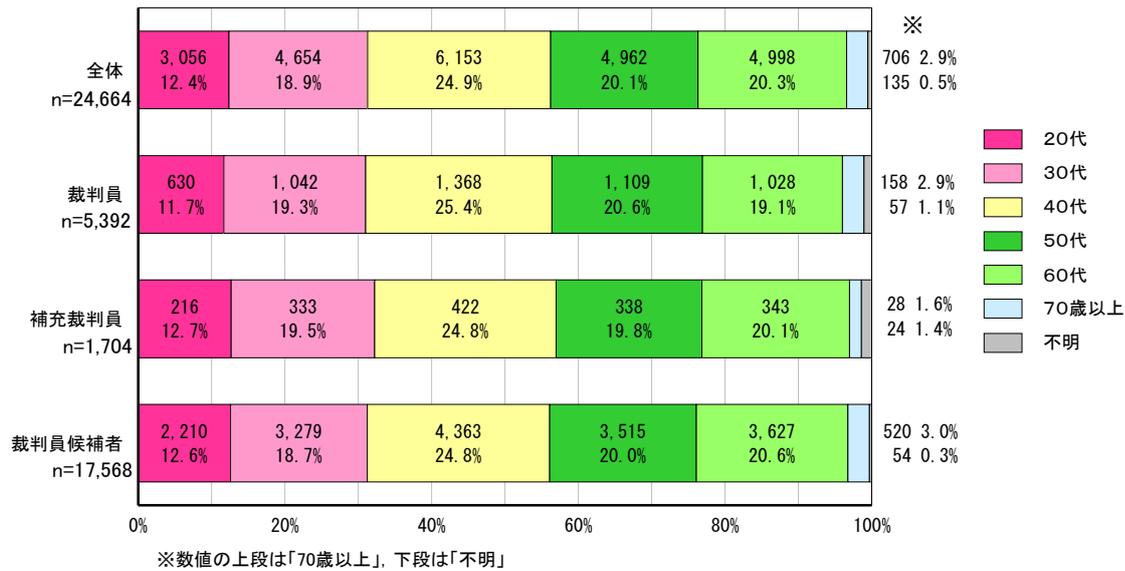


図表3 対象者属性

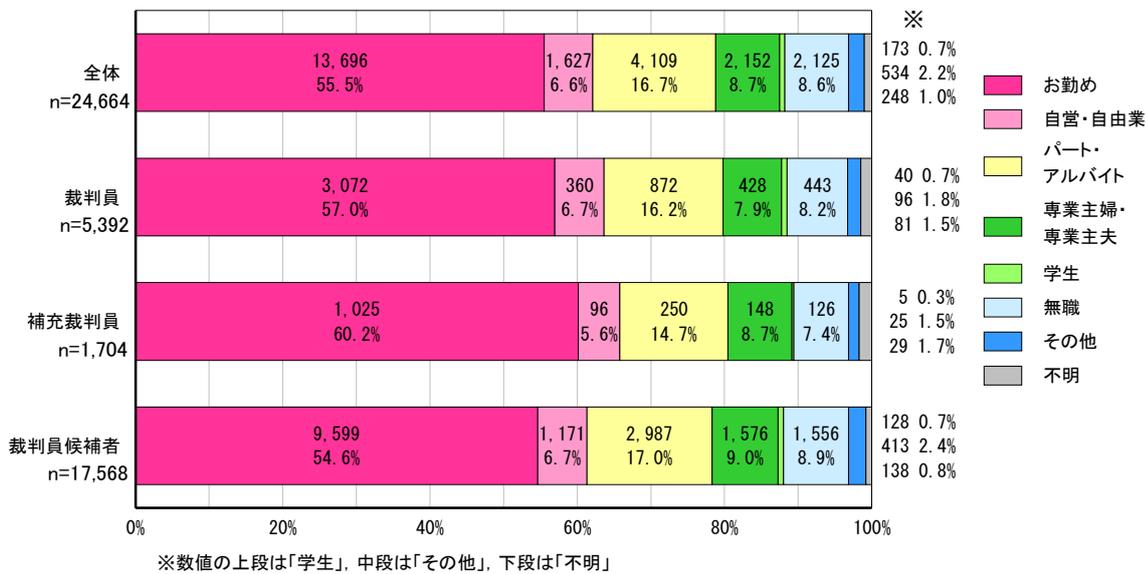
(1) 性別



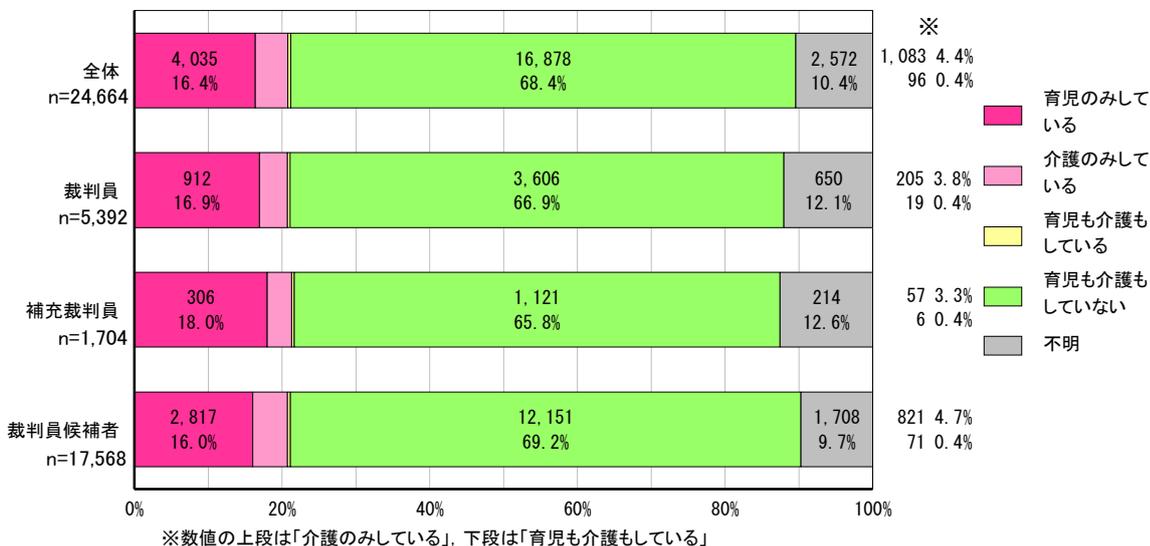
(2) 年 齢



(3) 職 業



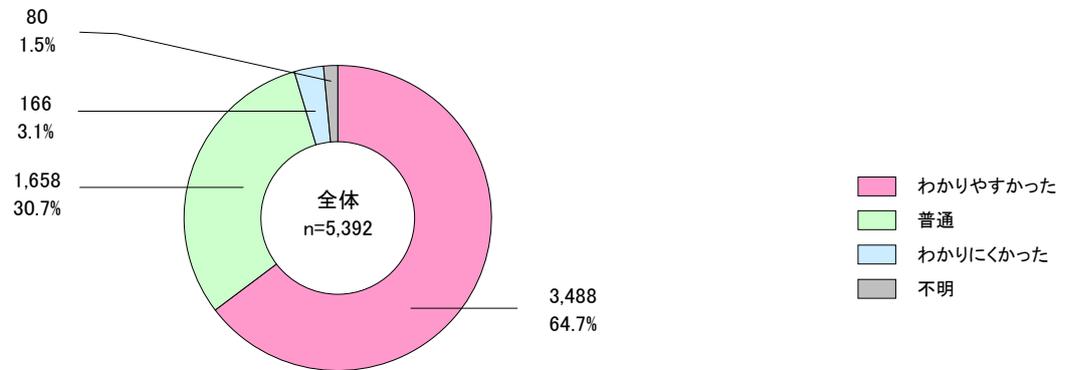
(4) 育児・介護



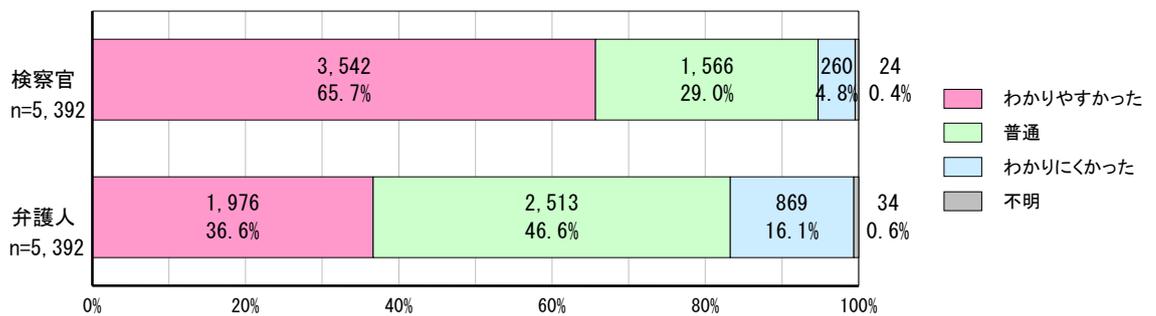
Ⅱ 調査結果の要約

1. 裁判員に対するアンケート結果

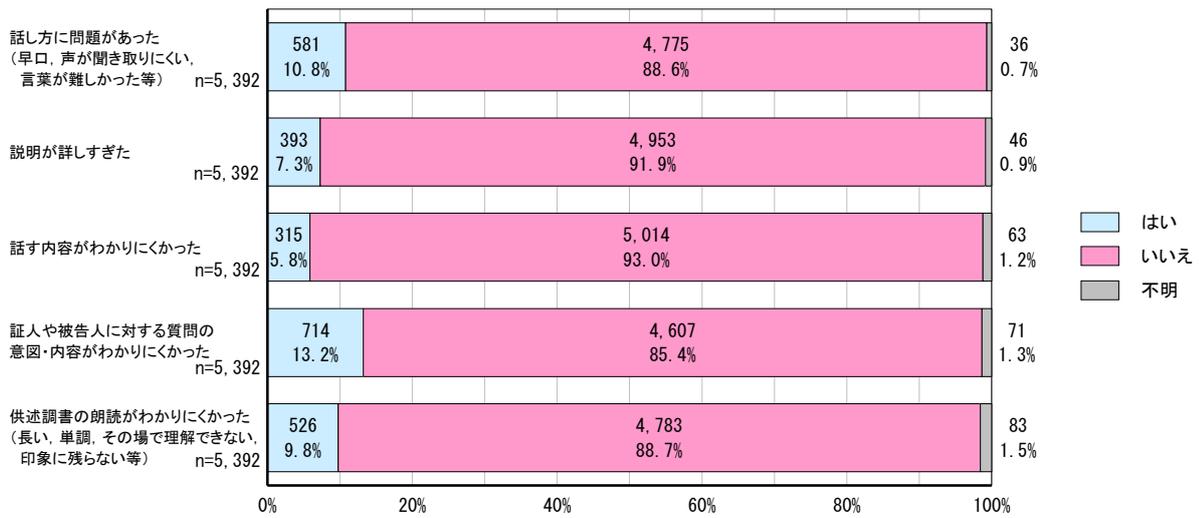
問2. 審理内容のわかりやすさ



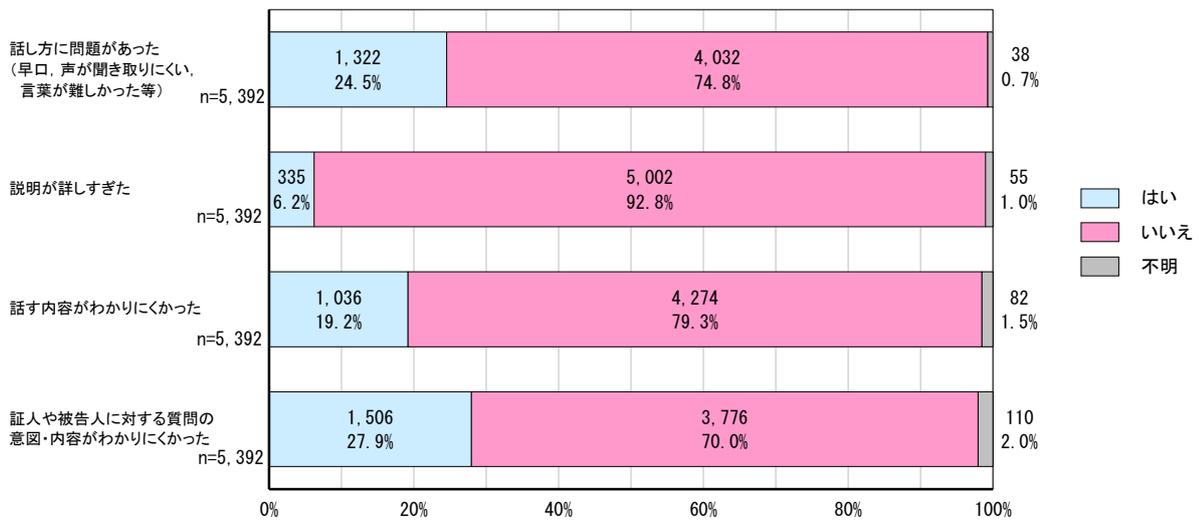
問3. 法廷での説明等のわかりやすさ



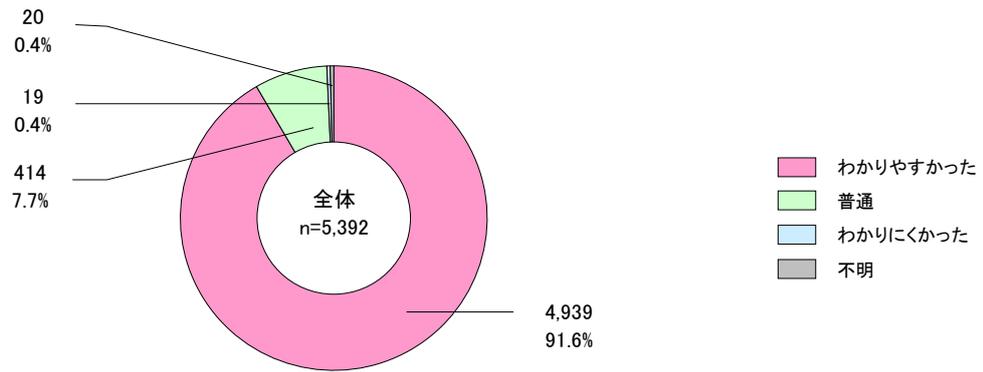
問4. 検察官の法廷活動に対して感じられた印象



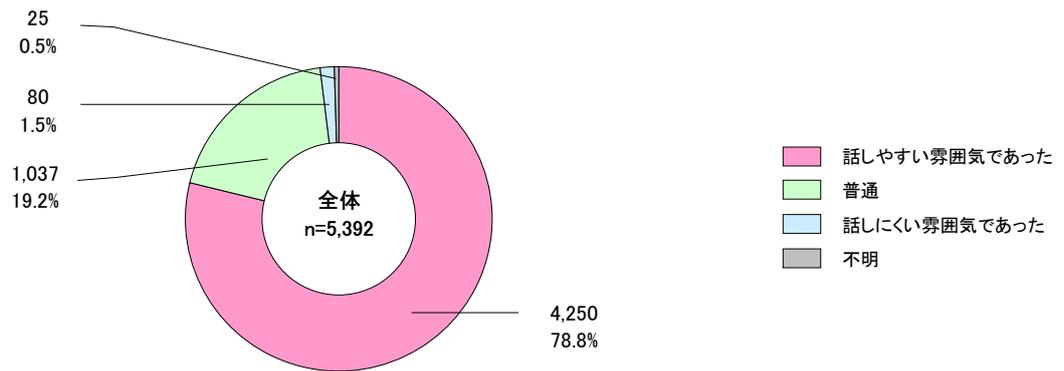
問4. 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象



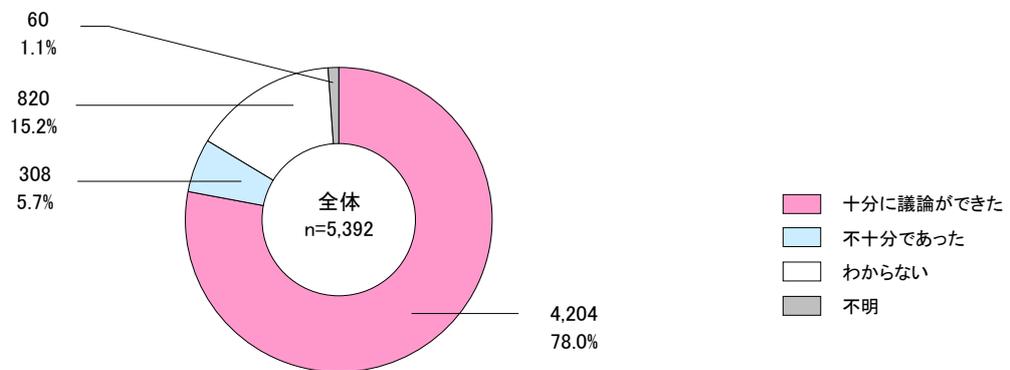
問5. 裁判官の説明のわかりやすさ



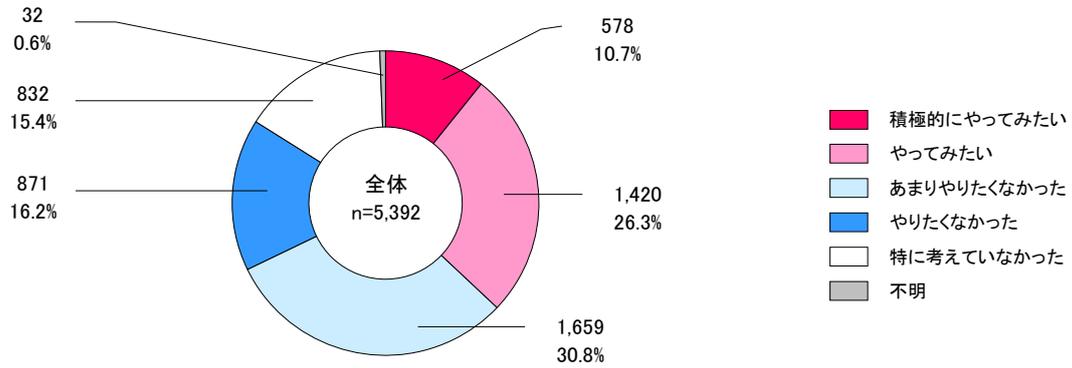
問6. 評議における話しやすさ



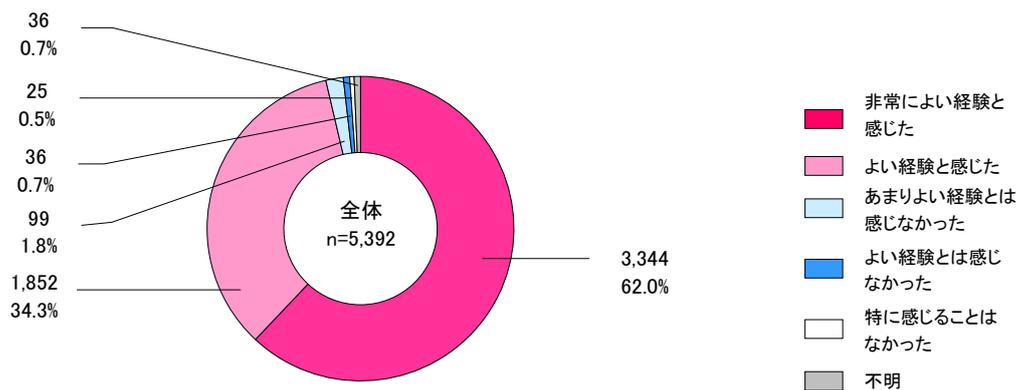
問7. 評議における議論の充実度



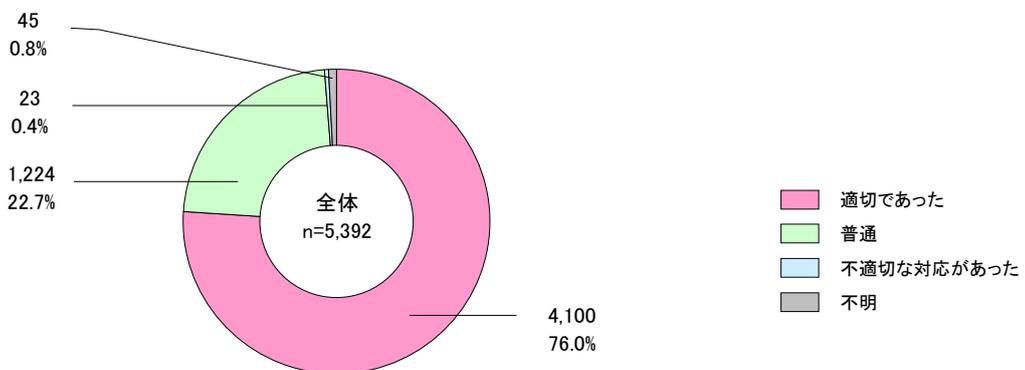
問 9. 裁判員に選ばれる前の気持ち



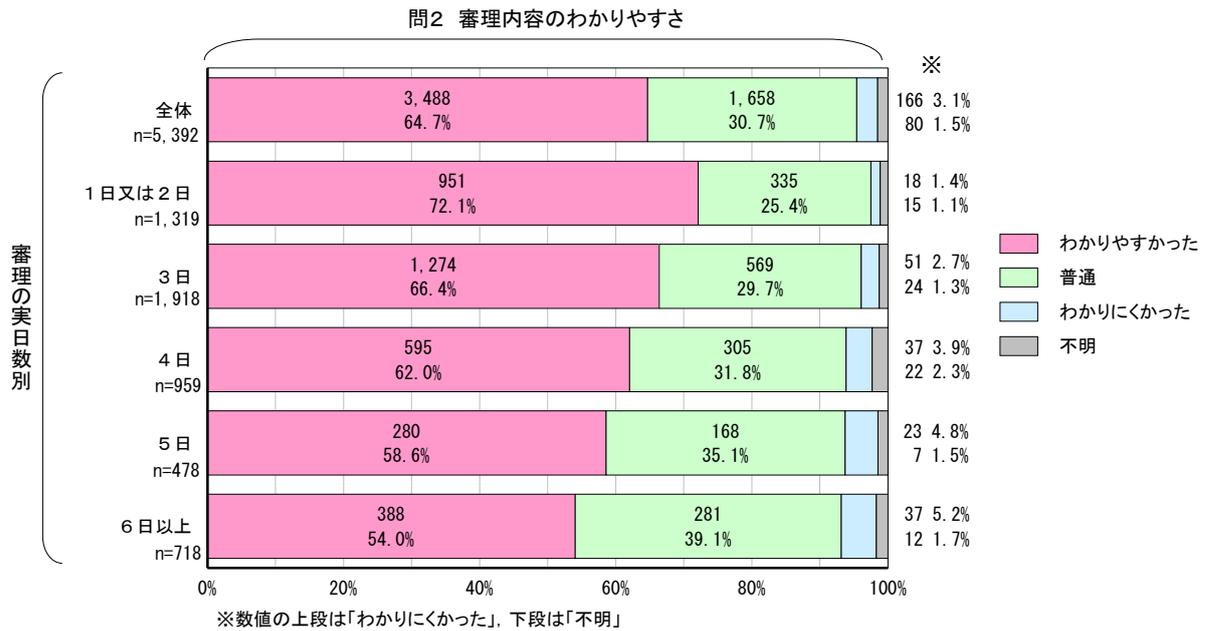
問 11. 裁判員として裁判に参加した感想



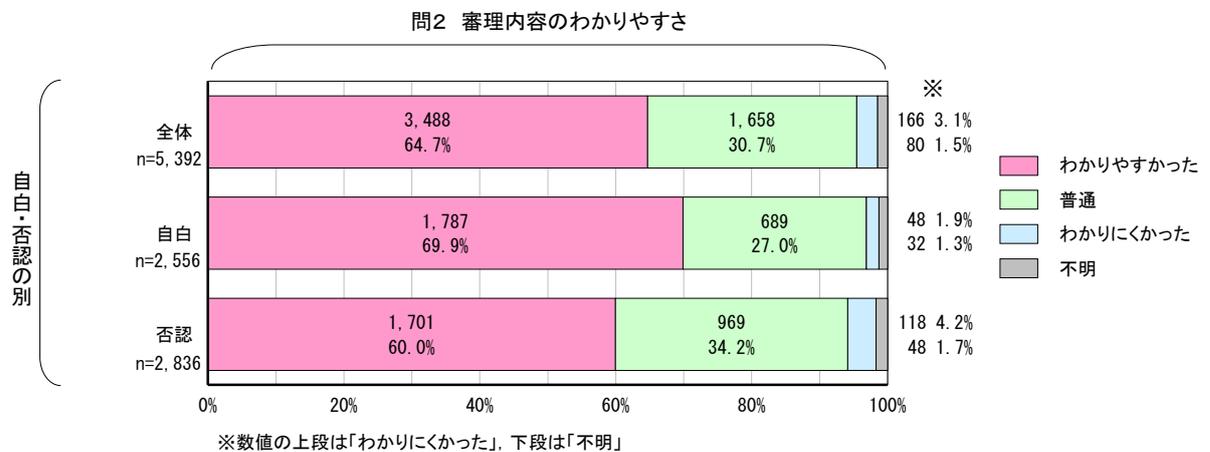
問 13-1. 裁判所の対応に対する全体的な印象



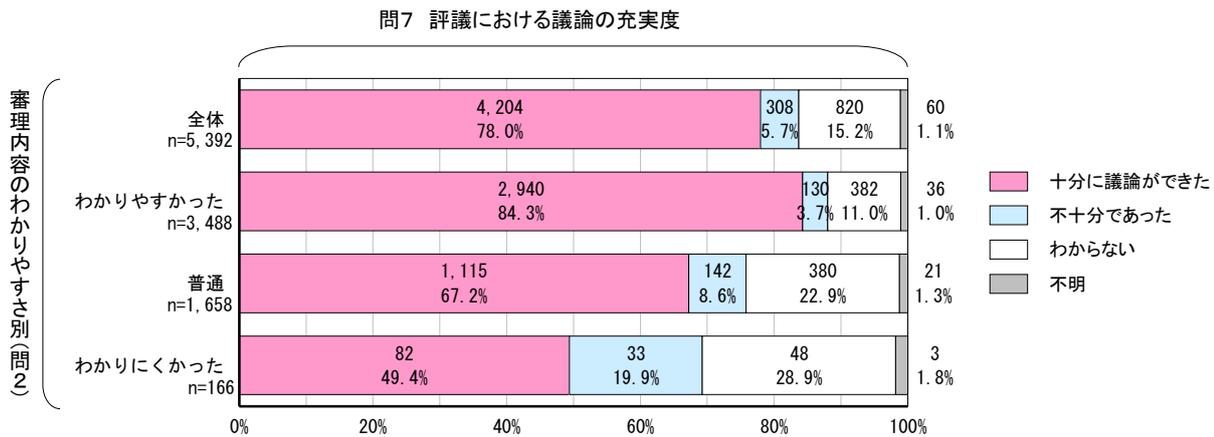
審理の実日数別 × 問2. 審理内容のわかりやすさ



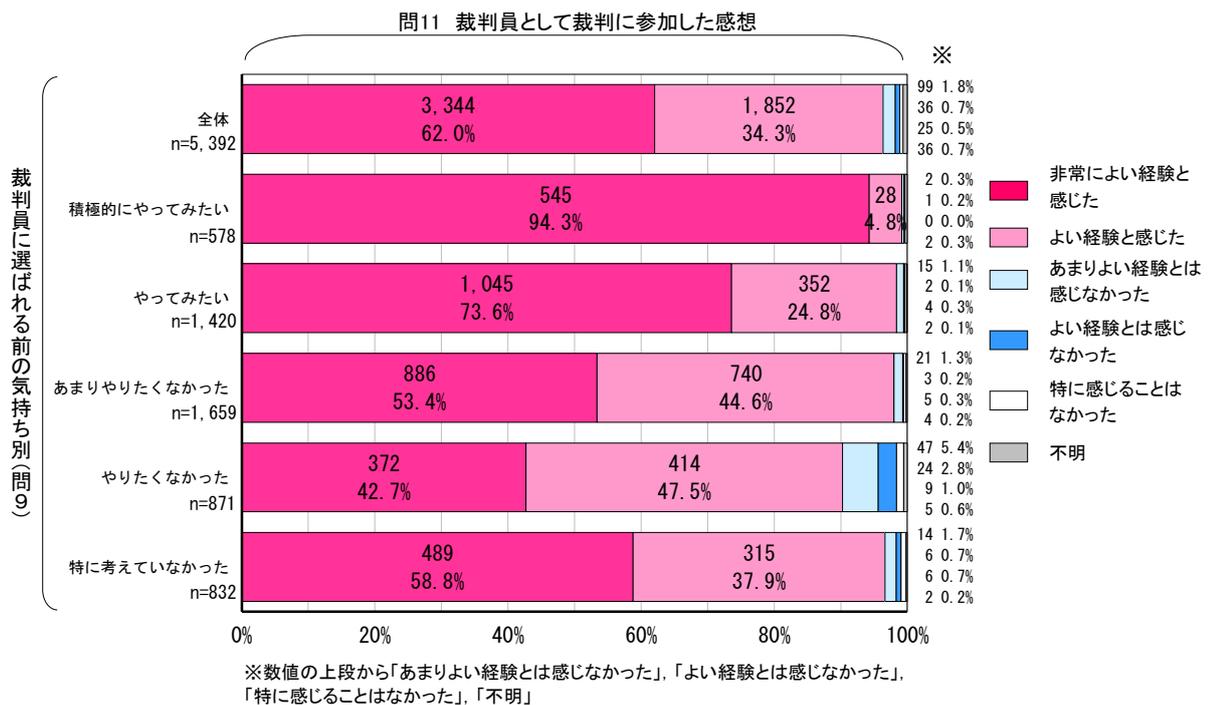
自白・否認の別 × 問2. 審理内容のわかりやすさ



問2. 審理内容のわかりやすさ別 × 問7. 評議における議論の充実度

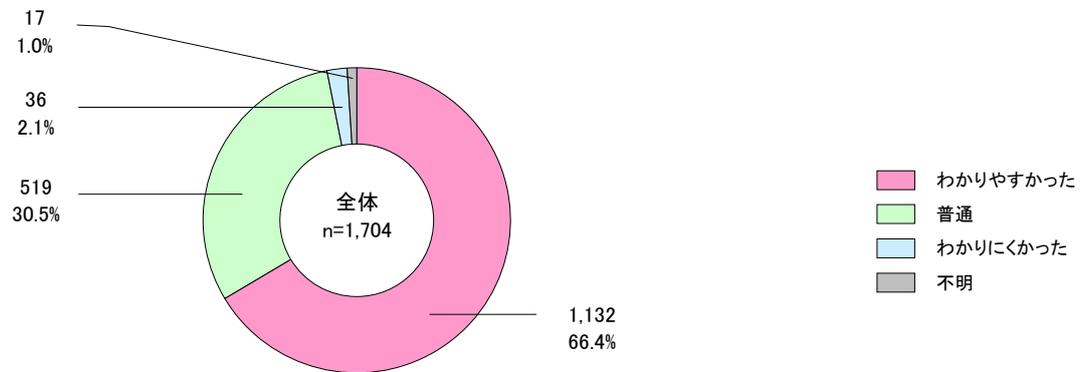


問9. 裁判員に選ばれる前の気持ち別 × 問11. 裁判員として裁判に参加した感想



2. 補充裁判員に対するアンケート結果

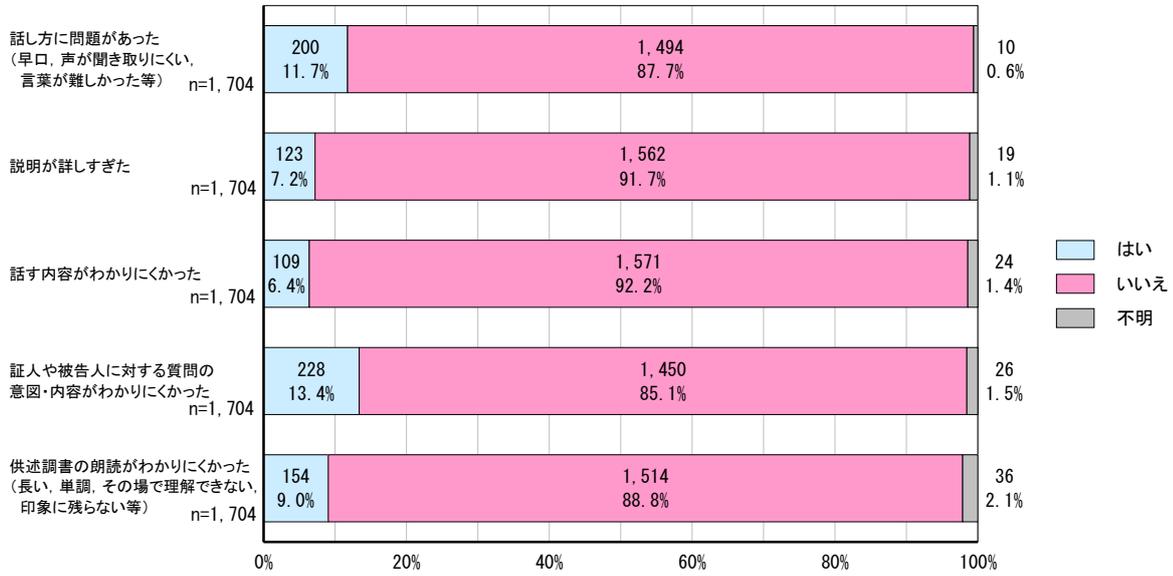
問2. 審理内容のわかりやすさ



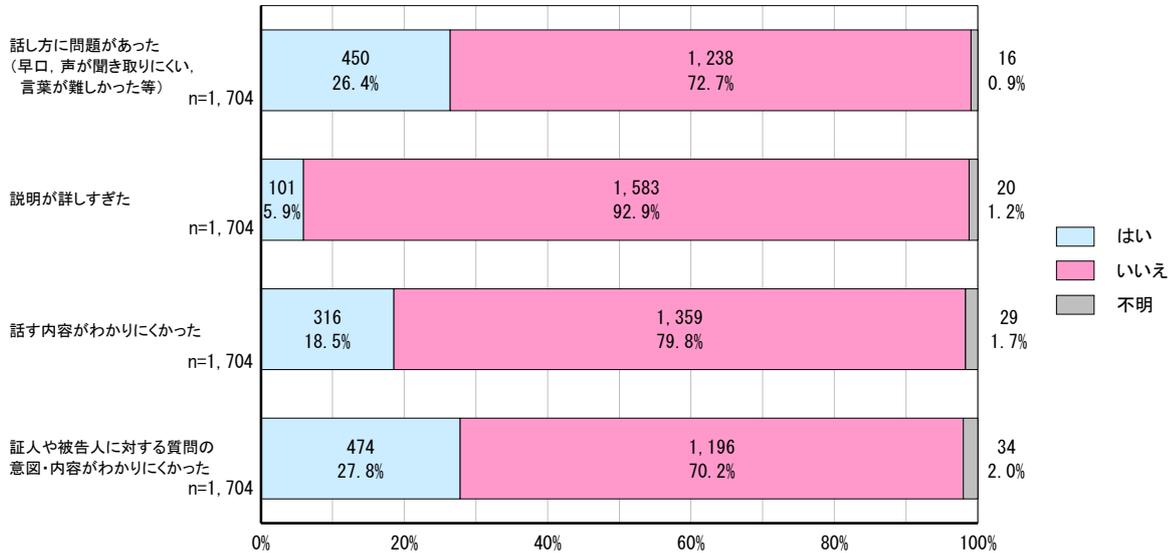
問3. 法廷での説明等のわかりやすさ



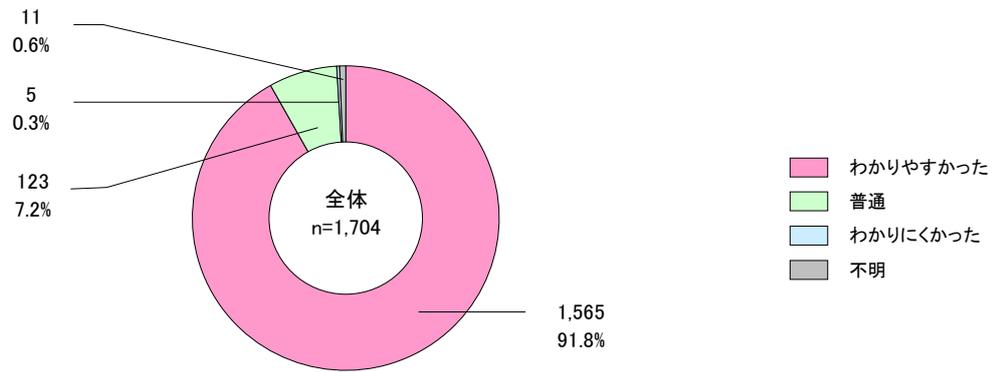
問 4. 検察官の法廷活動に対して感じられた印象



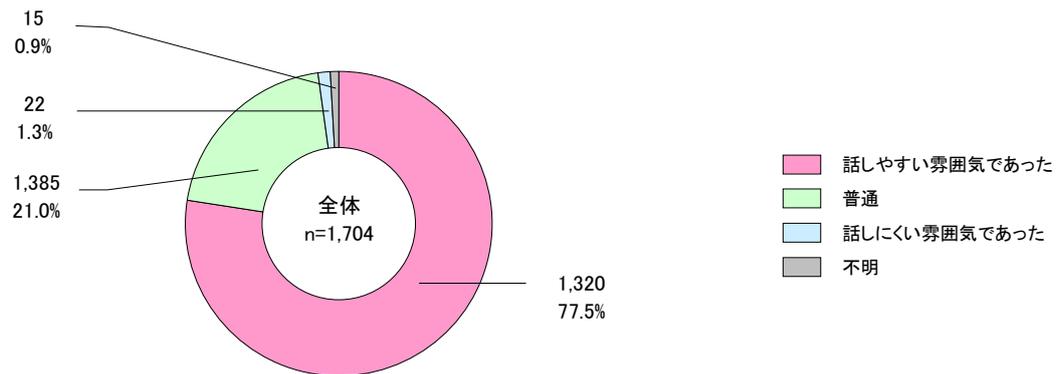
問 4. 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象



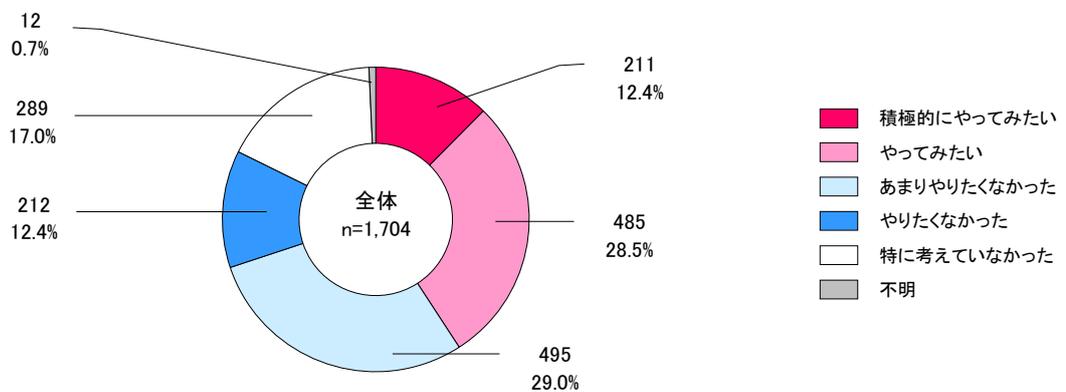
問 5. 裁判官の説明のわかりやすさ



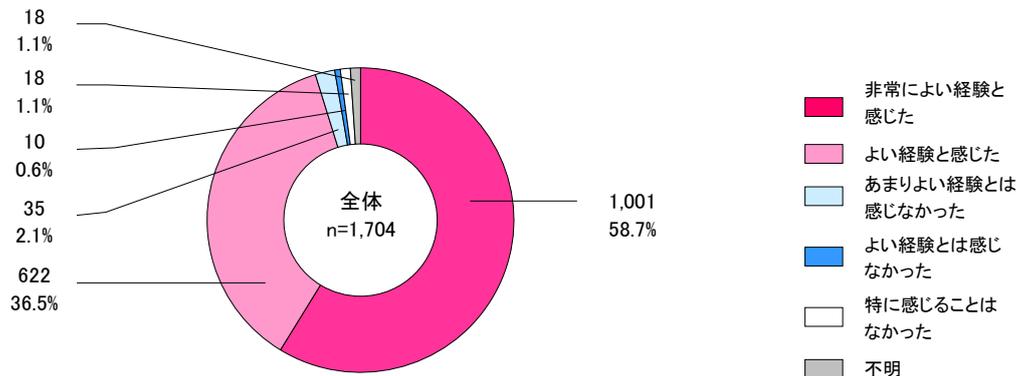
問 6. 評議における話しやすさ



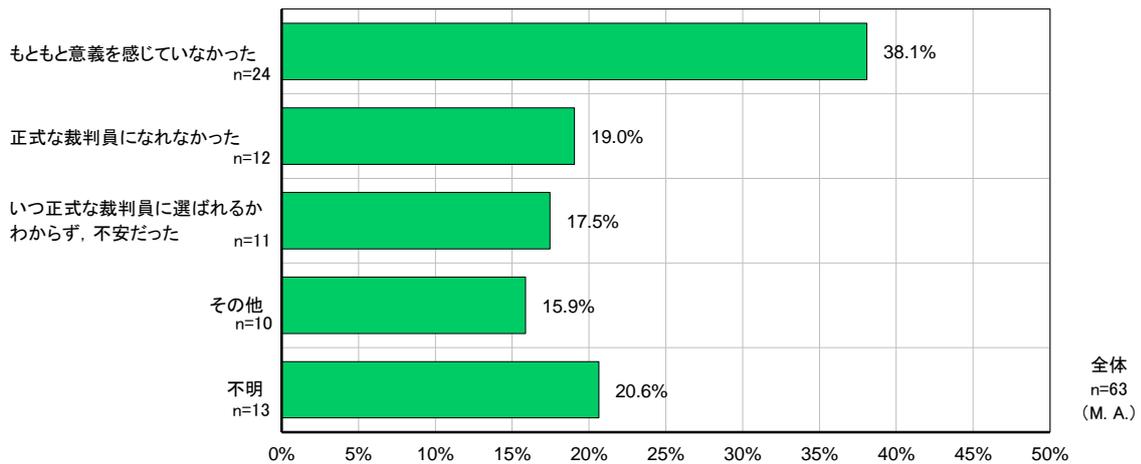
問 8. 補充裁判員に選ばれる前の気持ち



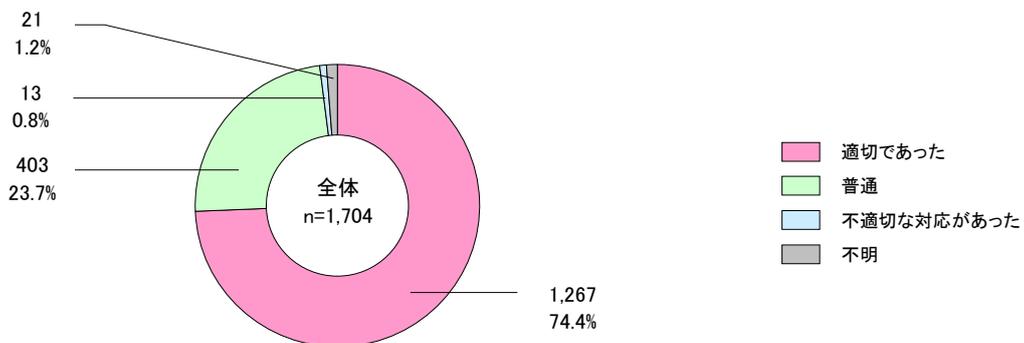
問 10. 補充裁判員として裁判に参加した感想



問 11-2. 「よい経験」と感じなかった理由

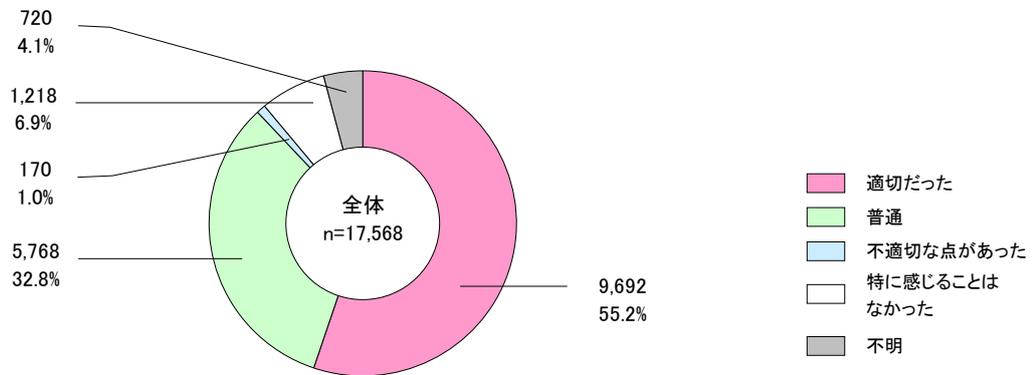


問 12-1. 裁判所の対応に対する全体的な印象

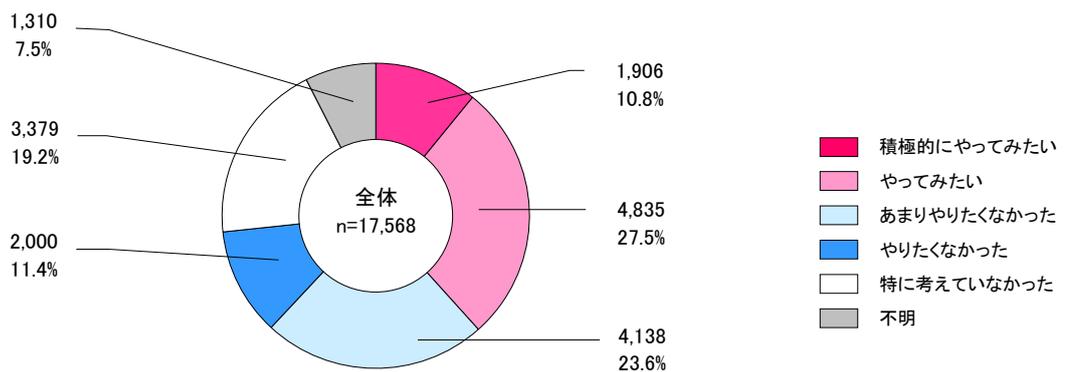


3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

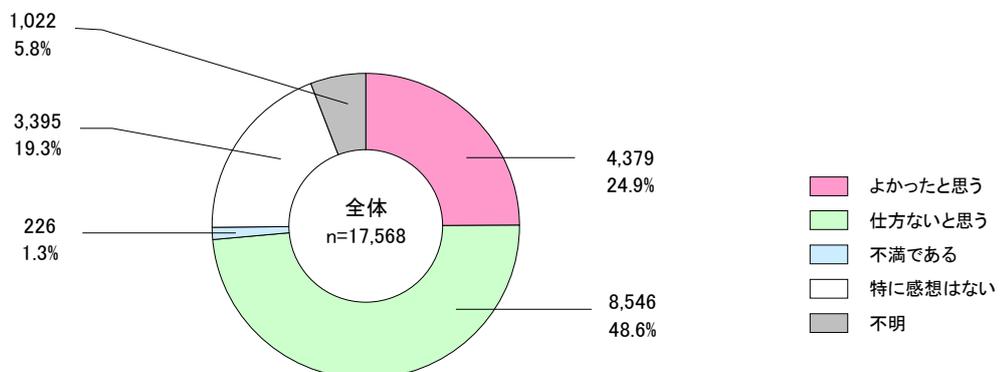
問1. 裁判員等選任手続の進め方等について



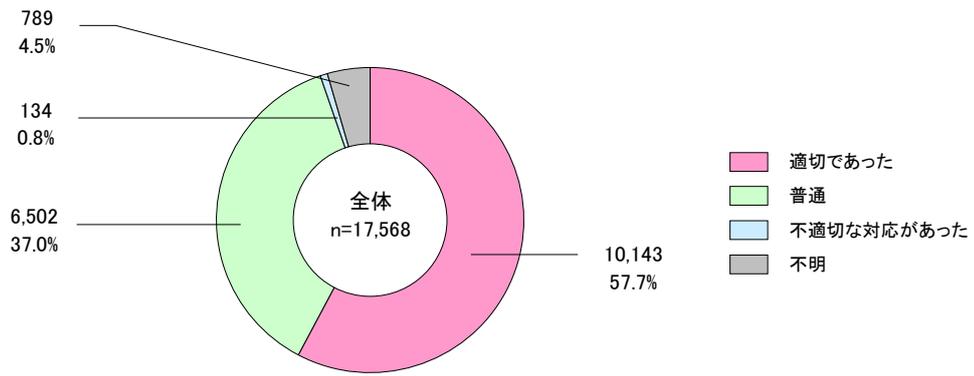
問2. 裁判員として選ばれることについての気持ち



問3. 裁判員に選ばれなかった感想



問4. 裁判所の対応に対する全体的な印象



Ⅲ 調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果

(1) 裁判員等選任手続について(問1)

裁判員等選任手続に関して、「(i) 手続の進め方, 受けた質問についてなど」, 「(ii) 待ち時間についてなど」の2つに分け, 自由な意見を記載してもらった。

なお, 記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類した。

(i) 手続の進め方, 受けた質問についてなど

全5, 392名中, 回答があったのは3, 463名である。

特に項目を特定することなく, 「全般的に問題がなかった」とするものが最も多く, 「説明がわかりやすかった」, 「進行の手順が適切だった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(169頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(ii) 待ち時間についてなど

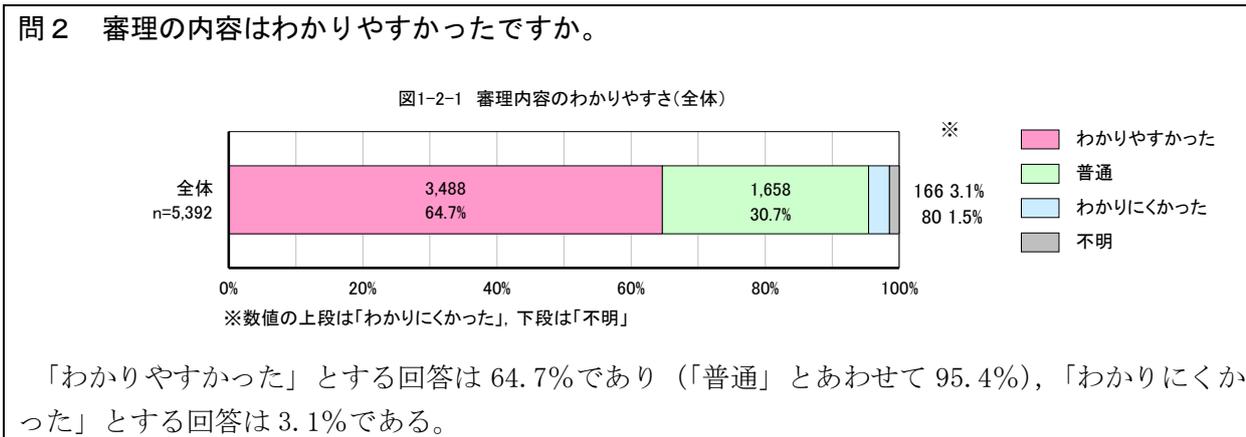
全5, 392名中, 回答があったのは3, 349名である。

特に項目を特定することなく, 「全般的に問題がなかった」とするものが最も多く, 所要時間の長さについて「適切だった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(171頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(2) 審理について

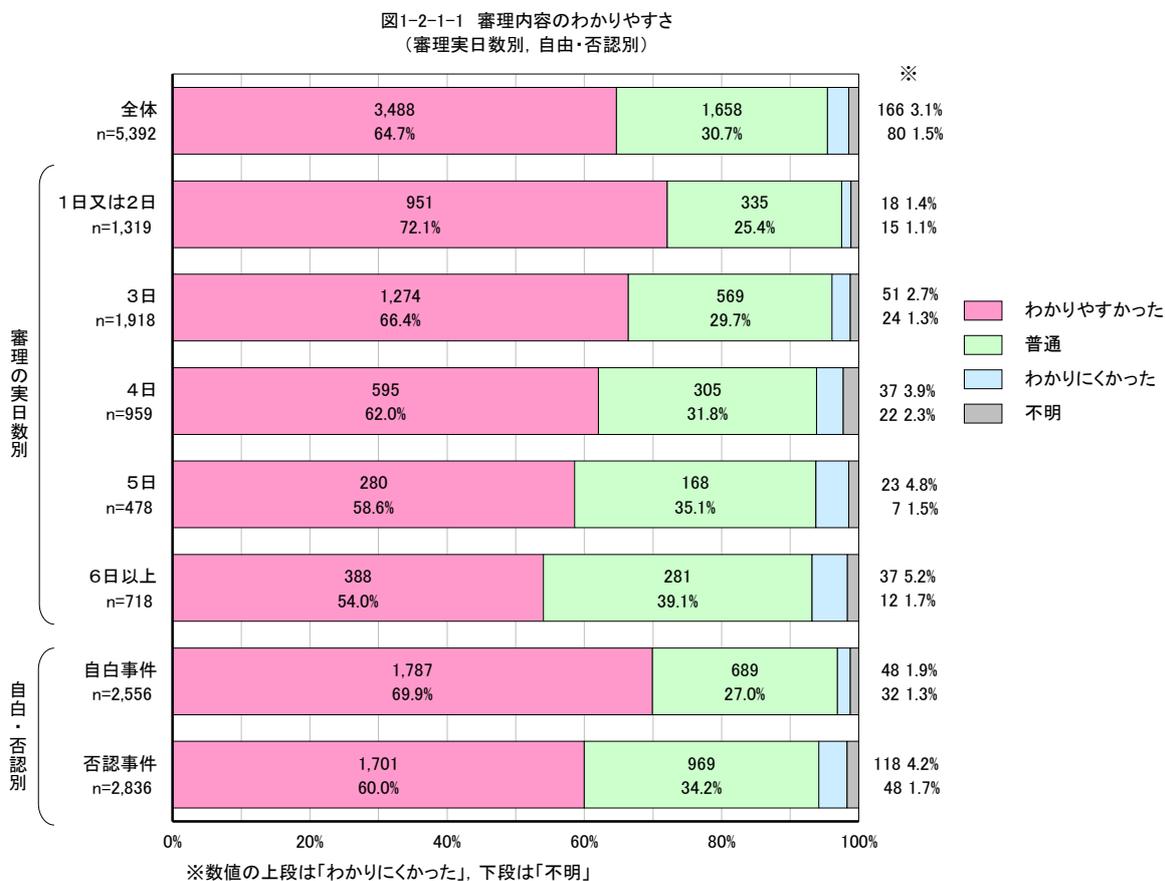
(i) 審理内容のわかりやすさ



『審理内容のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-2-1-1である。

「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合、72.1%であるのに対し、審理実日数が6日以上の場合、54.0%となっており、審理実日数が長くなるほど「わかりやすかった」と回答した者の割合が低下する傾向がみられる。

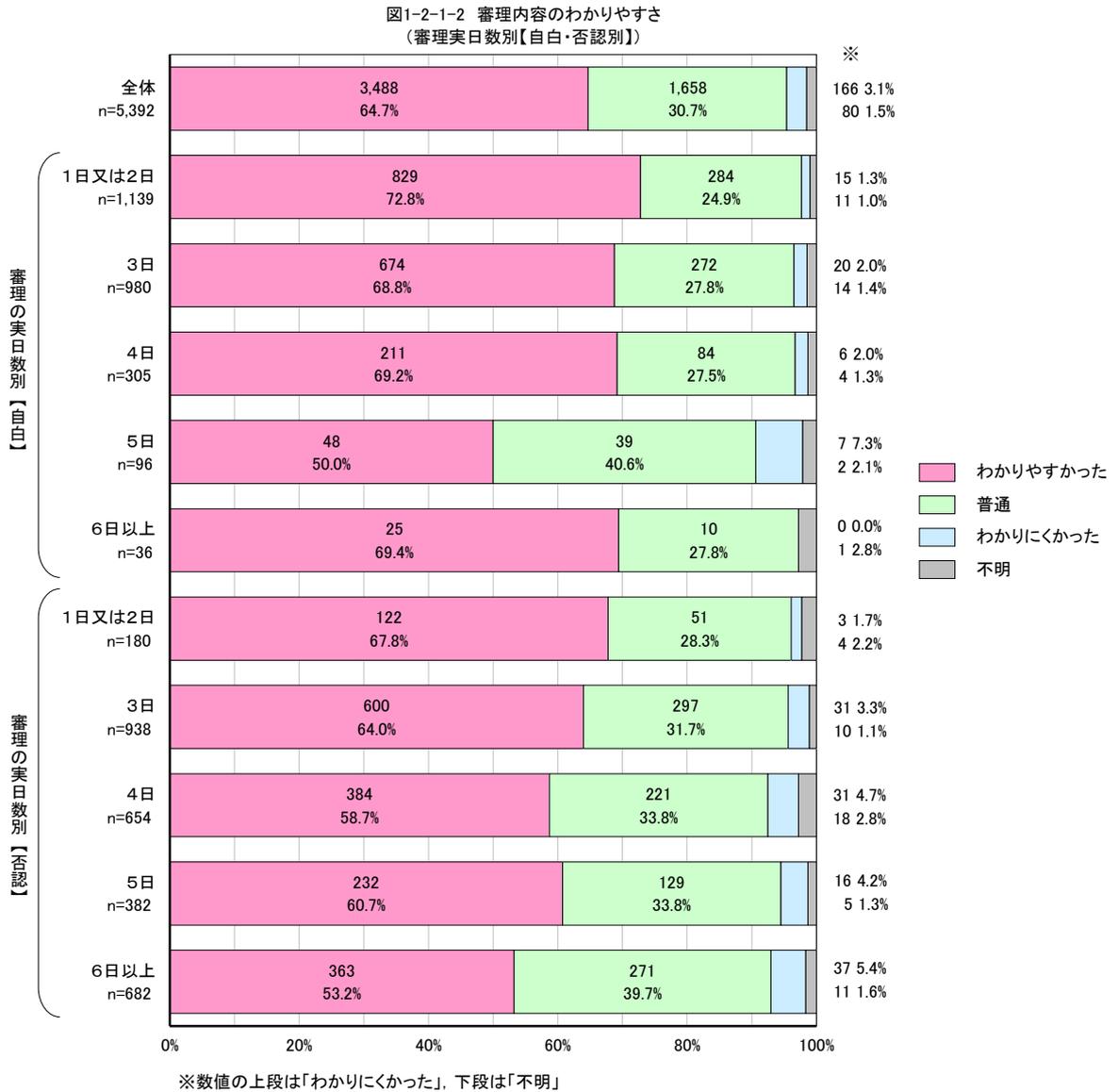
自白・否認別では、「わかりやすかった」と回答した者の割合が、自白事件において、69.9%であり、否認事件（60.0%）を上回っている。



『審理内容のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図1-2-1-2である。

自白事件において、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合に72.8%と最も高く、審理実日数が5日の場合に50.0%と最も低くなっている。

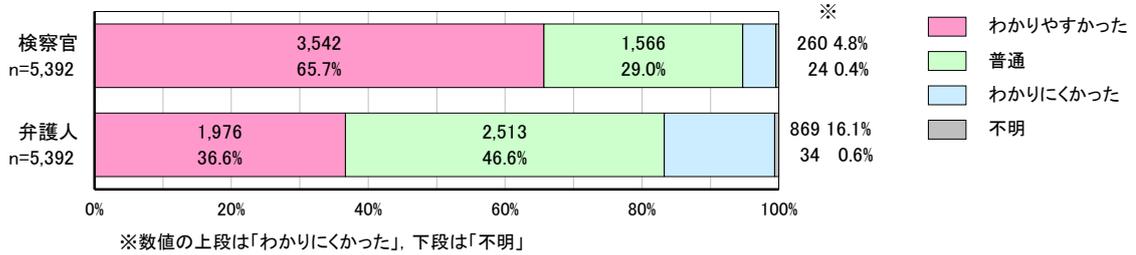
否認事件において、「わかりやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1日又は2日の場合に67.8%と最も高く、審理実日数が6日以上の場合に53.2%と最も低くなっている。



(ii) 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ

問3 検察官や弁護人の法廷での説明や証拠調べは、わかりやすかったですか。検察官、弁護人それぞれについて、お答えください。

図1-2-2 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ(全体)

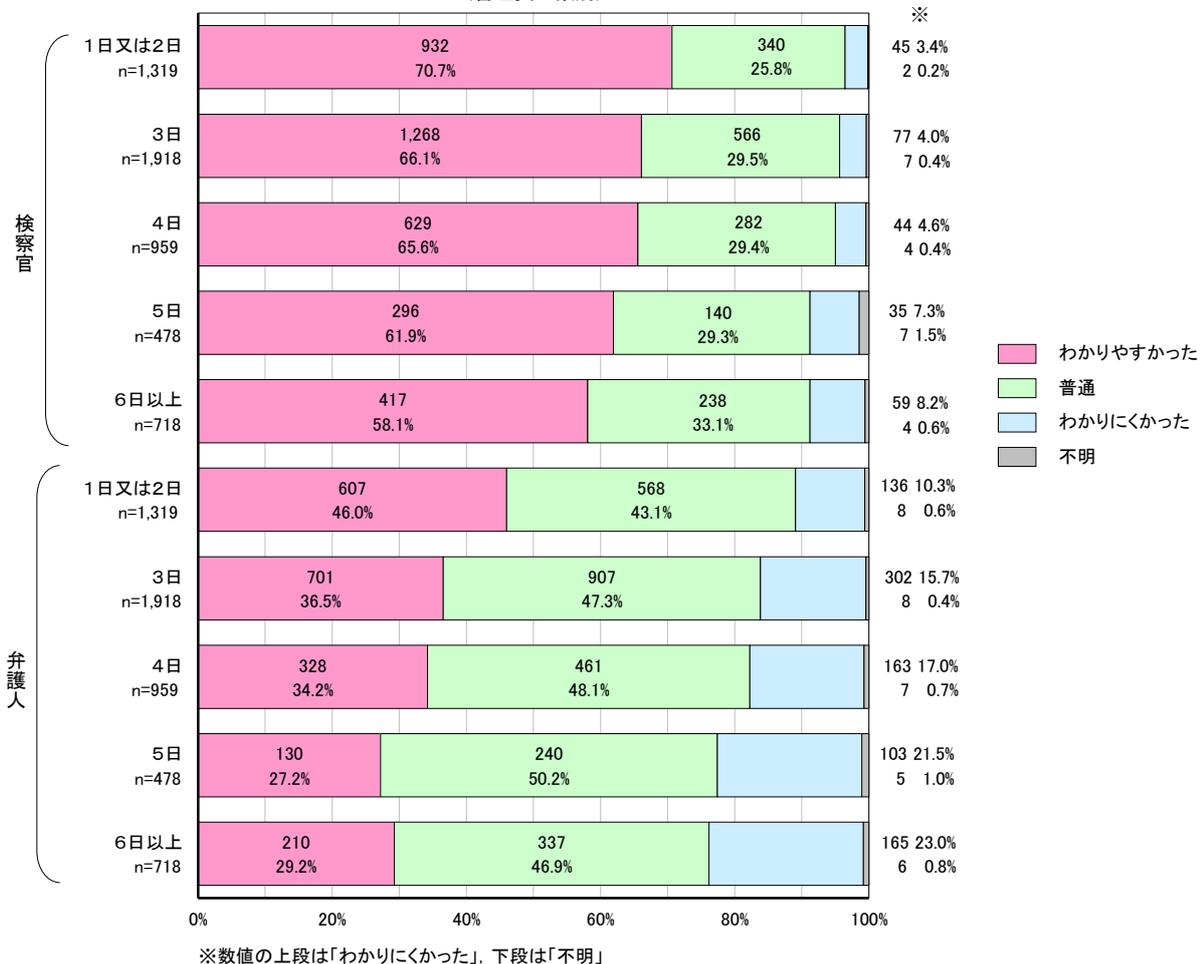


検察官、弁護人の法廷での説明等について、「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は、検察官が94.7%、弁護人が83.2%である。

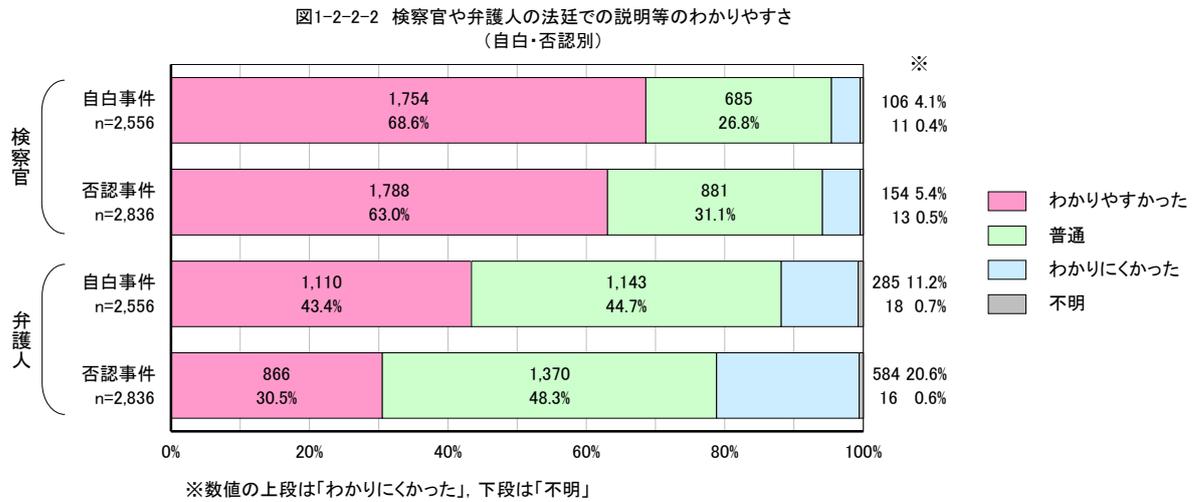
『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理実日数別でみたのが、図1-2-2-1である。

検察官については審理実日数が長くなるほど「わかりやすかった」と回答した者の割合が低下する傾向がみられる。弁護人についても、審理実日数が長くなるほど「わかりやすかった」と回答した者の割合が概ね低下する傾向にある。

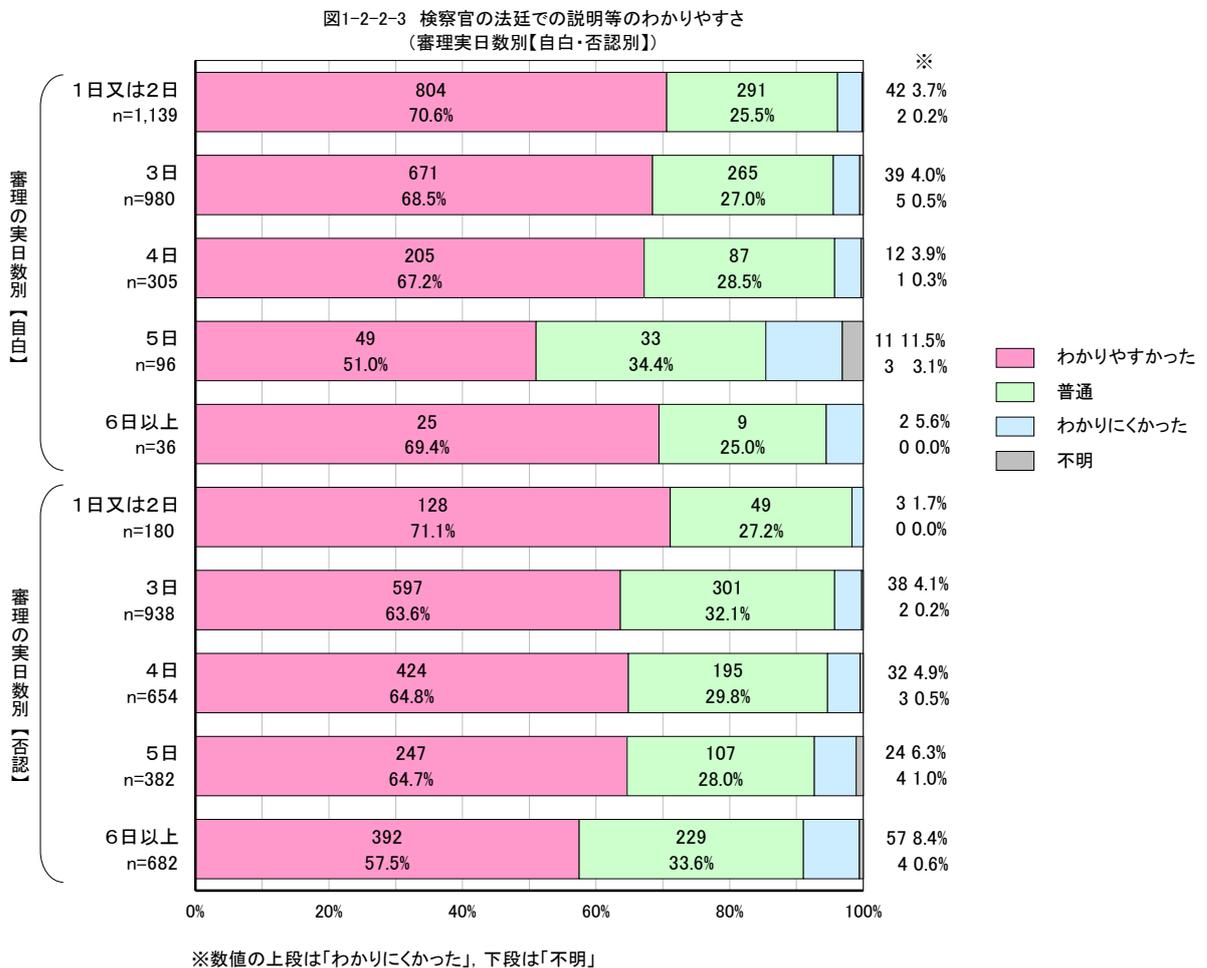
図1-2-2-1 検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ(審理実日数別)



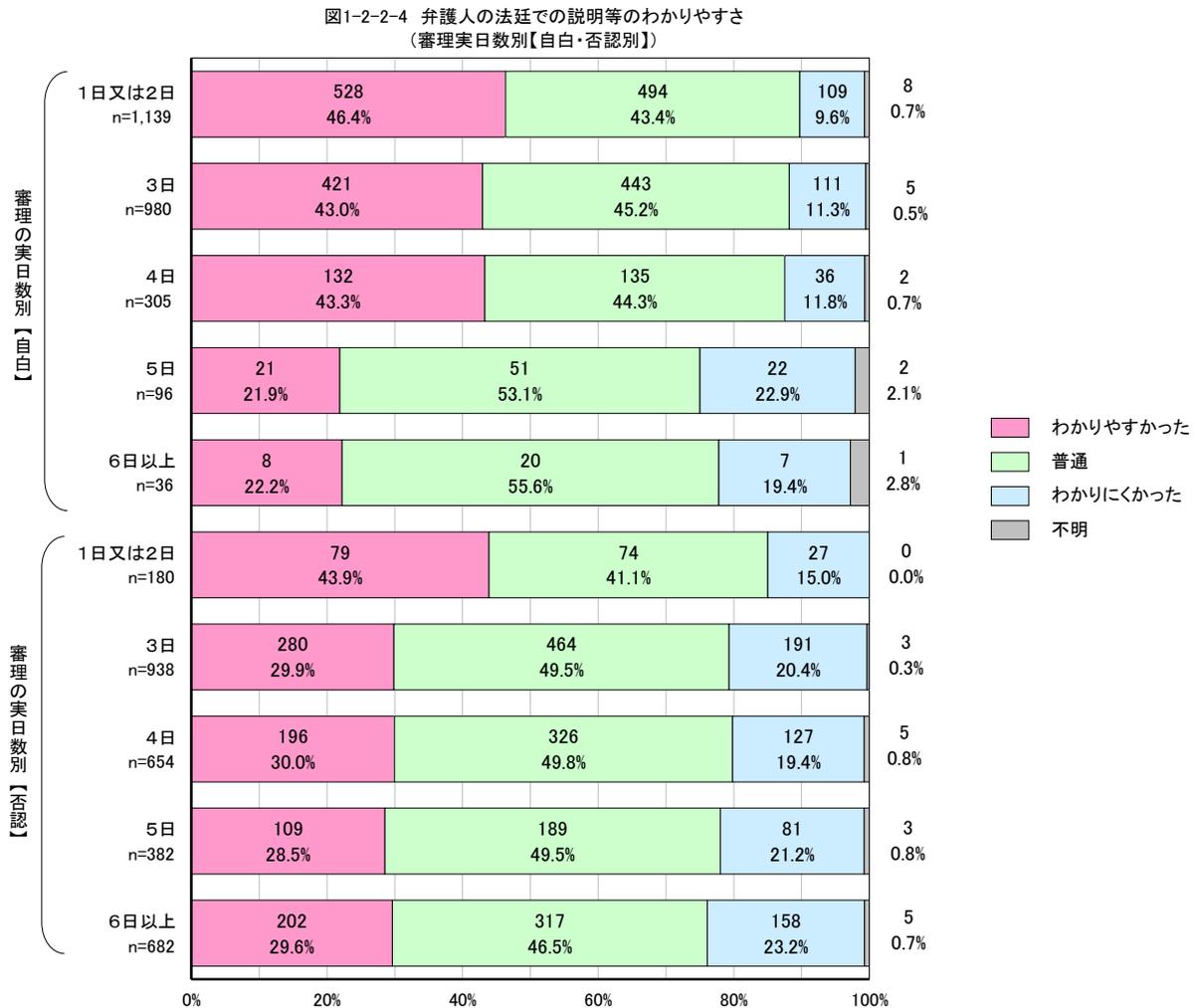
『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を自白・否認別で区分したのが、図 1-2-2-2 である。両者とも否認事件より自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。



『検察官の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 1-2-2-3 である。自白事件においては、審理実日数が1日又は2日の場合、70.6%と最も高く、5日の場合、51.0%と最も低くなっている。否認事件においては、審理実日数が1日又は2日の場合、71.1%と最も高く、6日以上の場合、57.2%と最も低くなっている。



『弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図1-2-2-4である。審理実日数ごとに自白事件と否認事件とを比較すると、1日又は2日、3日、4日は自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高いが、5日、6日以上になると割合は逆転する。



『検察官や弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ』を審理内容のわかりやすさ別でみたのが、図1-2-2-5及び図1-2-2-6である。審理内容が「わかりやすかった」と回答した層が他の層よりも検察官・弁護人の説明等が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-2-2-5 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理内容のわかりやすさ別)

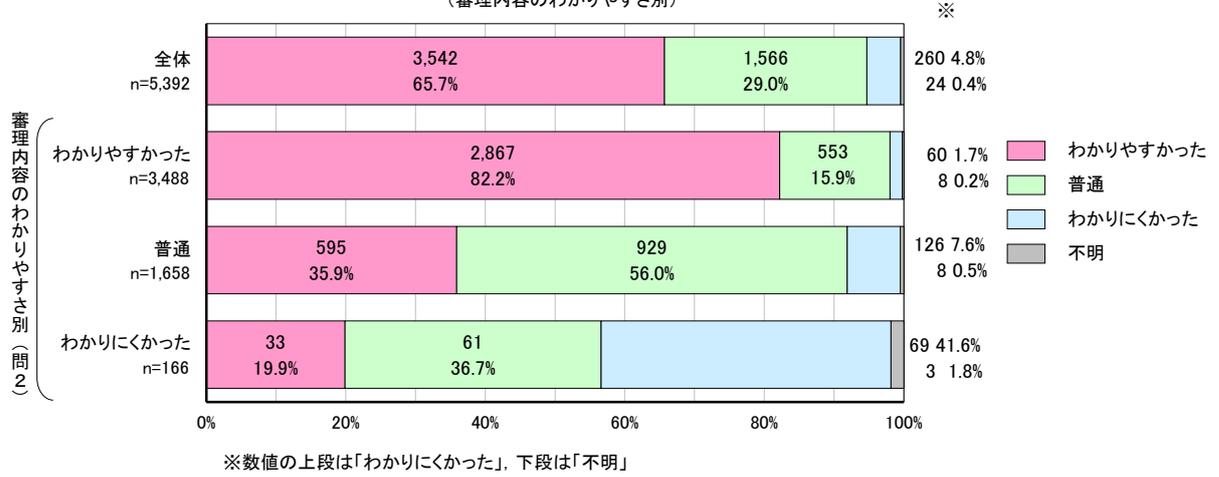
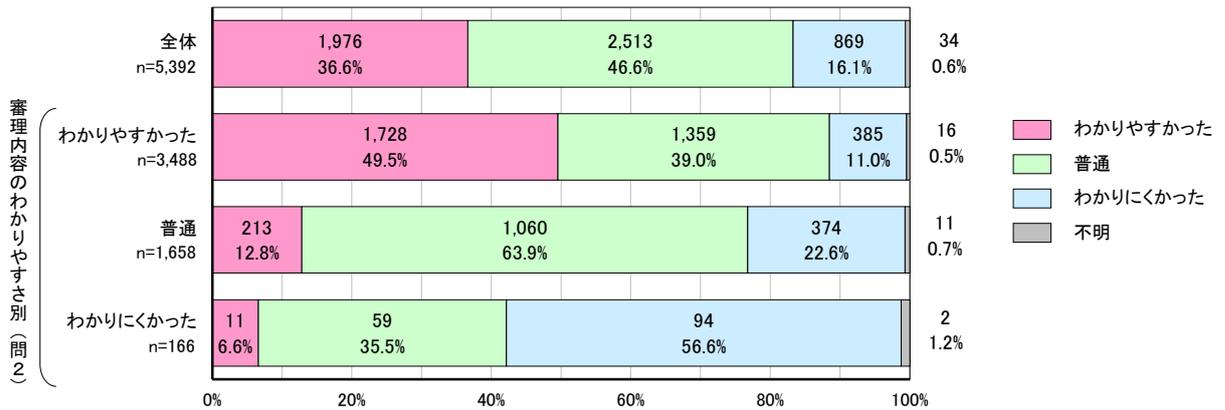
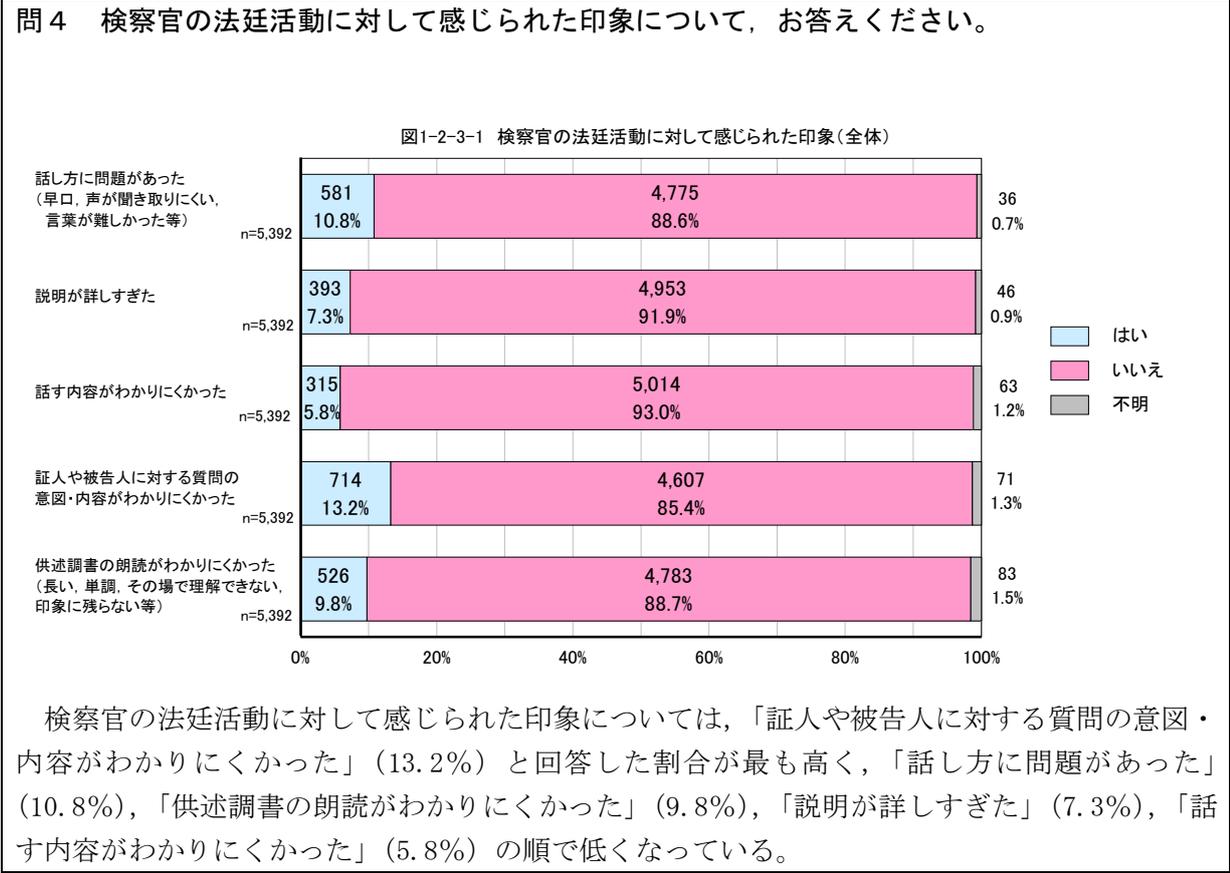


図1-2-2-6 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ
(審理内容のわかりやすさ別)



(iii) 検察官や弁護人の法廷活動に対して感じられた印象



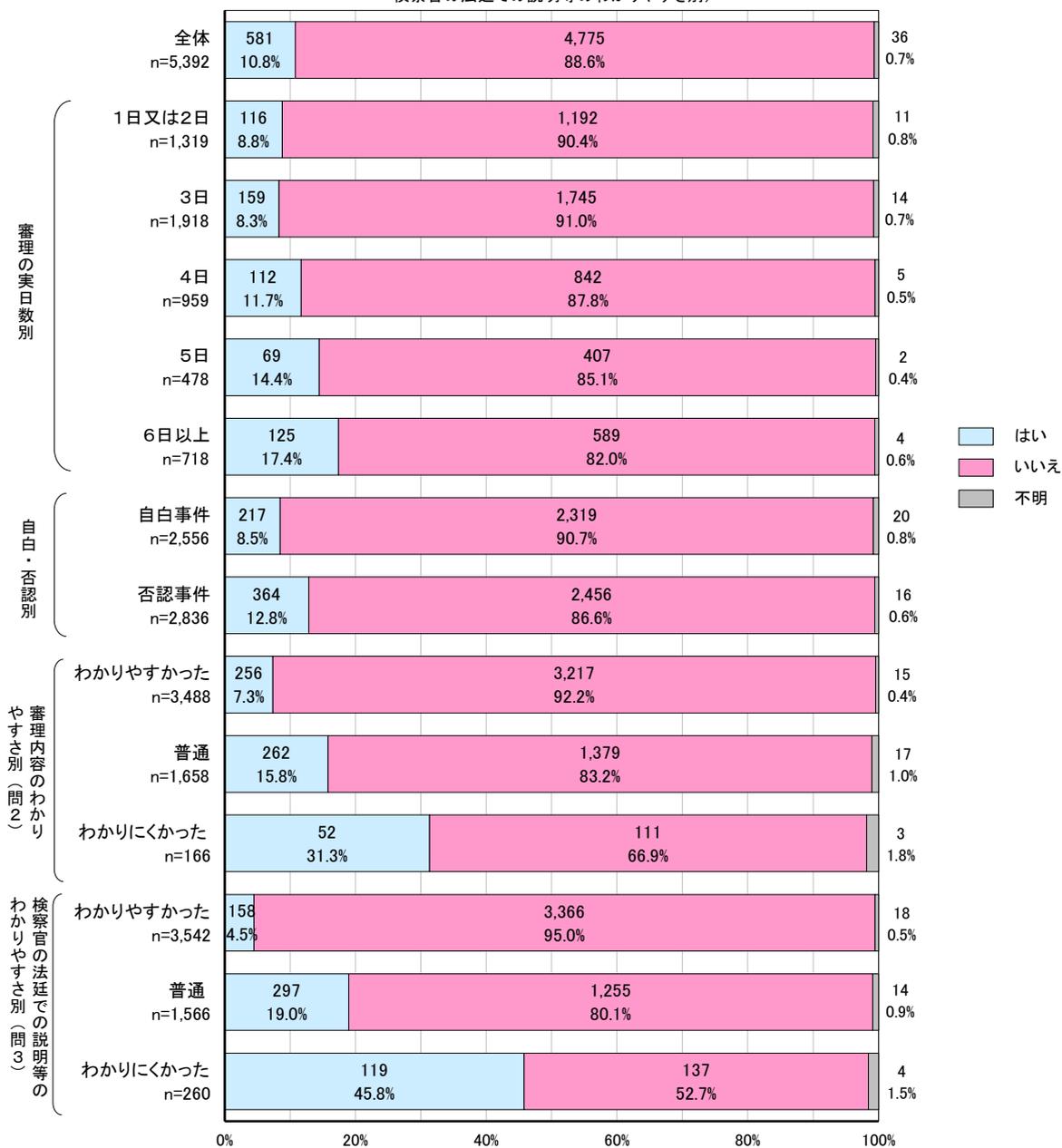
上記5つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図1-2-3-2から図1-2-3-6である。特に審理内容のわかりやすさ及び検察官の法廷での説明等のわかりやすさにおいて「わかりにくかった」と回答した層が他の層よりも上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い傾向にある。

なお、問4において検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等につき、その内容を自由に記載してもらったところ、全5,392名中、2,628名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、検察官の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのは「声が聞き取りにくかった」であり、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」とするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(173頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

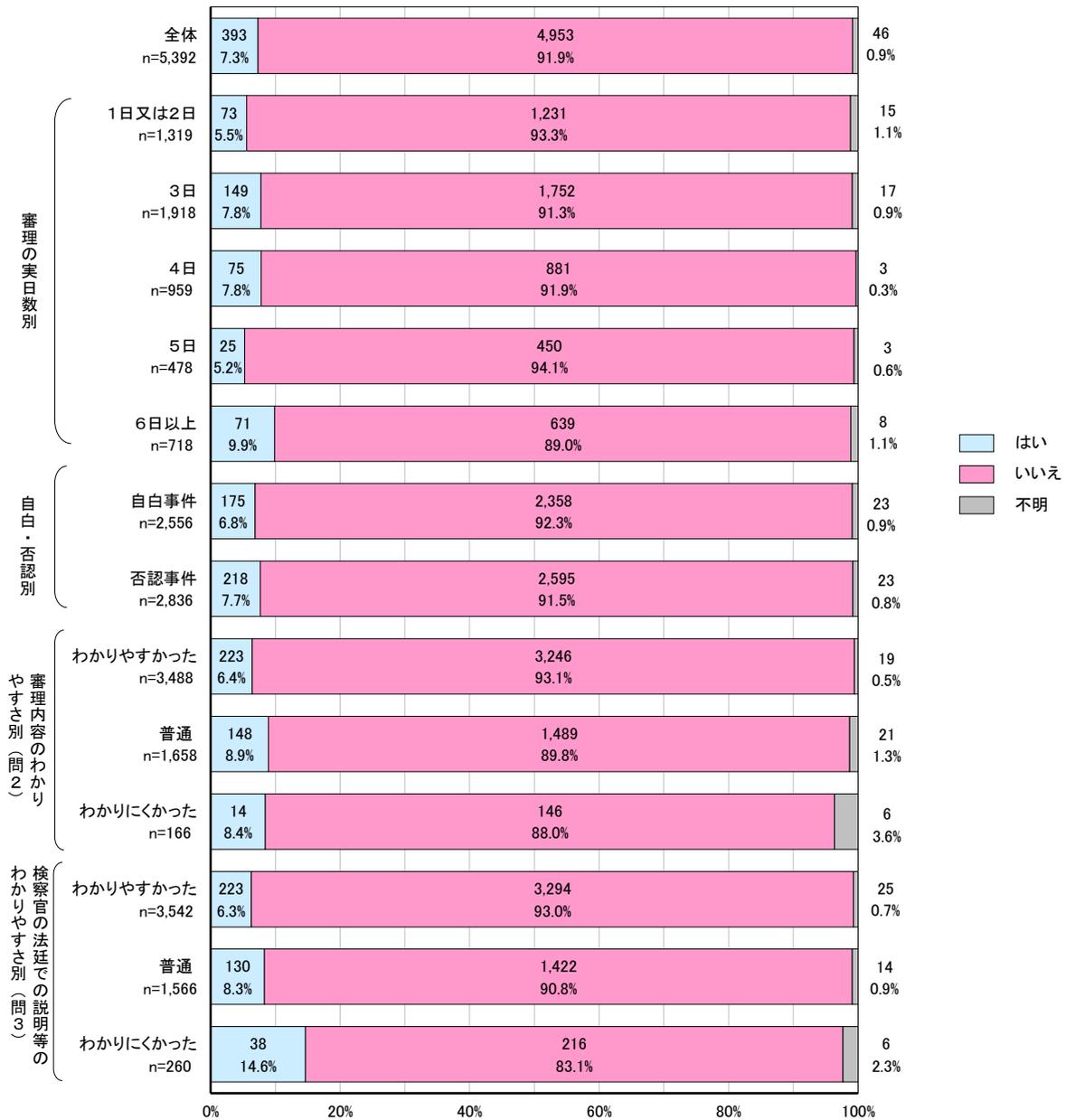
① 検察官の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図1-2-3-2 検察官の話し方に問題があった
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



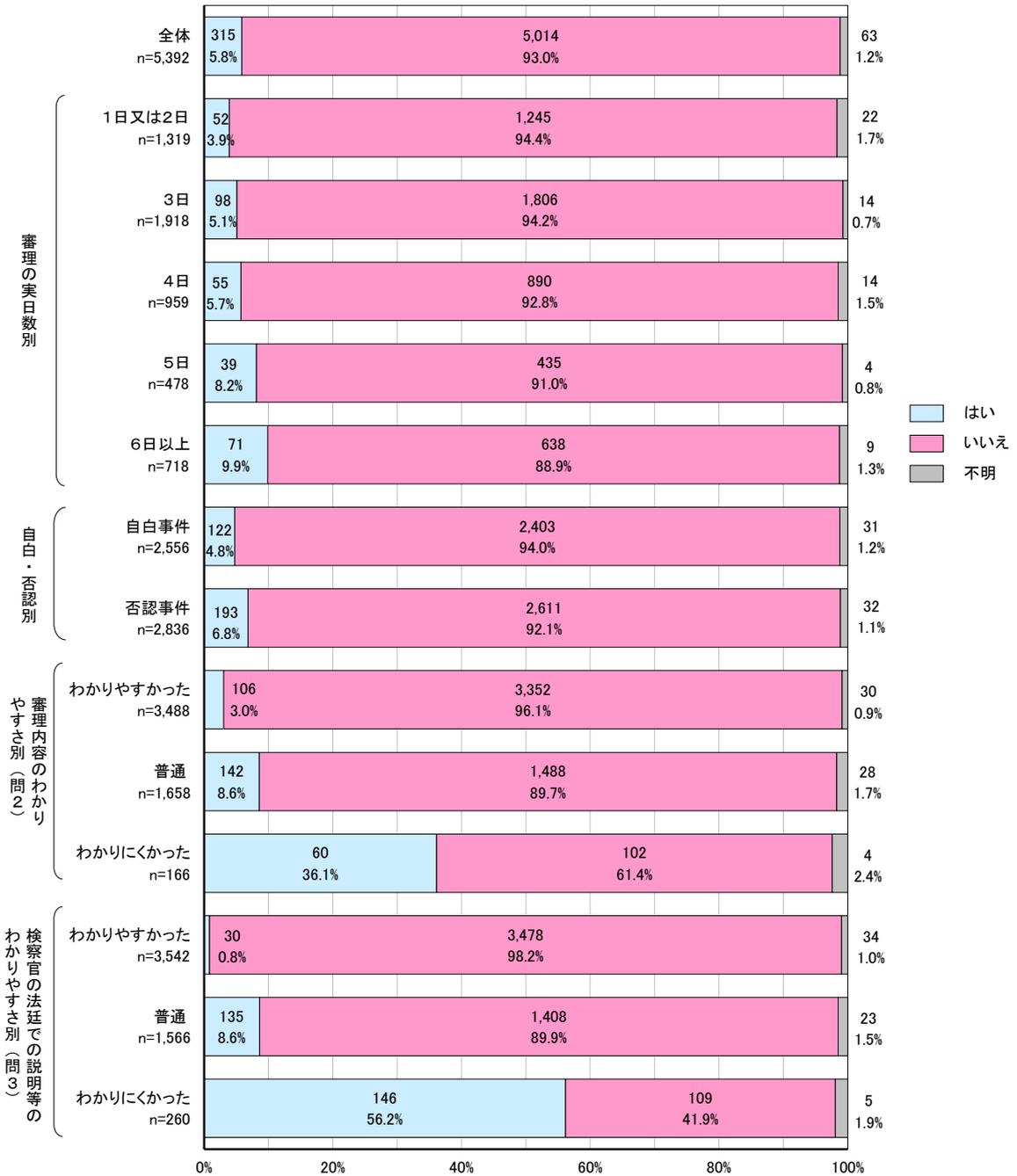
②検察官の説明が詳しすぎた

図1-2-3-3 検察官の説明が詳しすぎた
 (審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



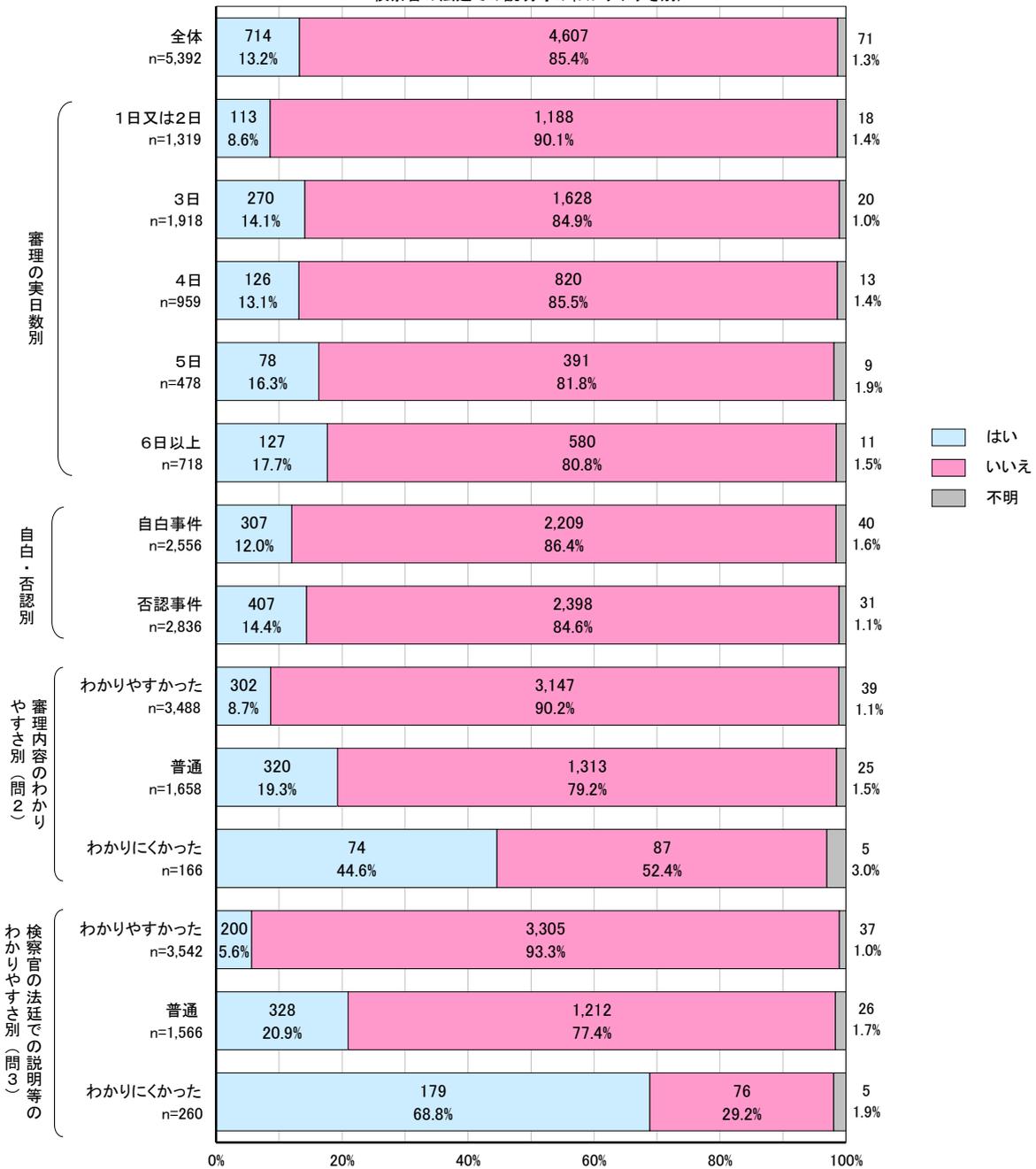
③ 検察官が話す内容がわかりにくかった

図1-2-3-4 検察官が話す内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)



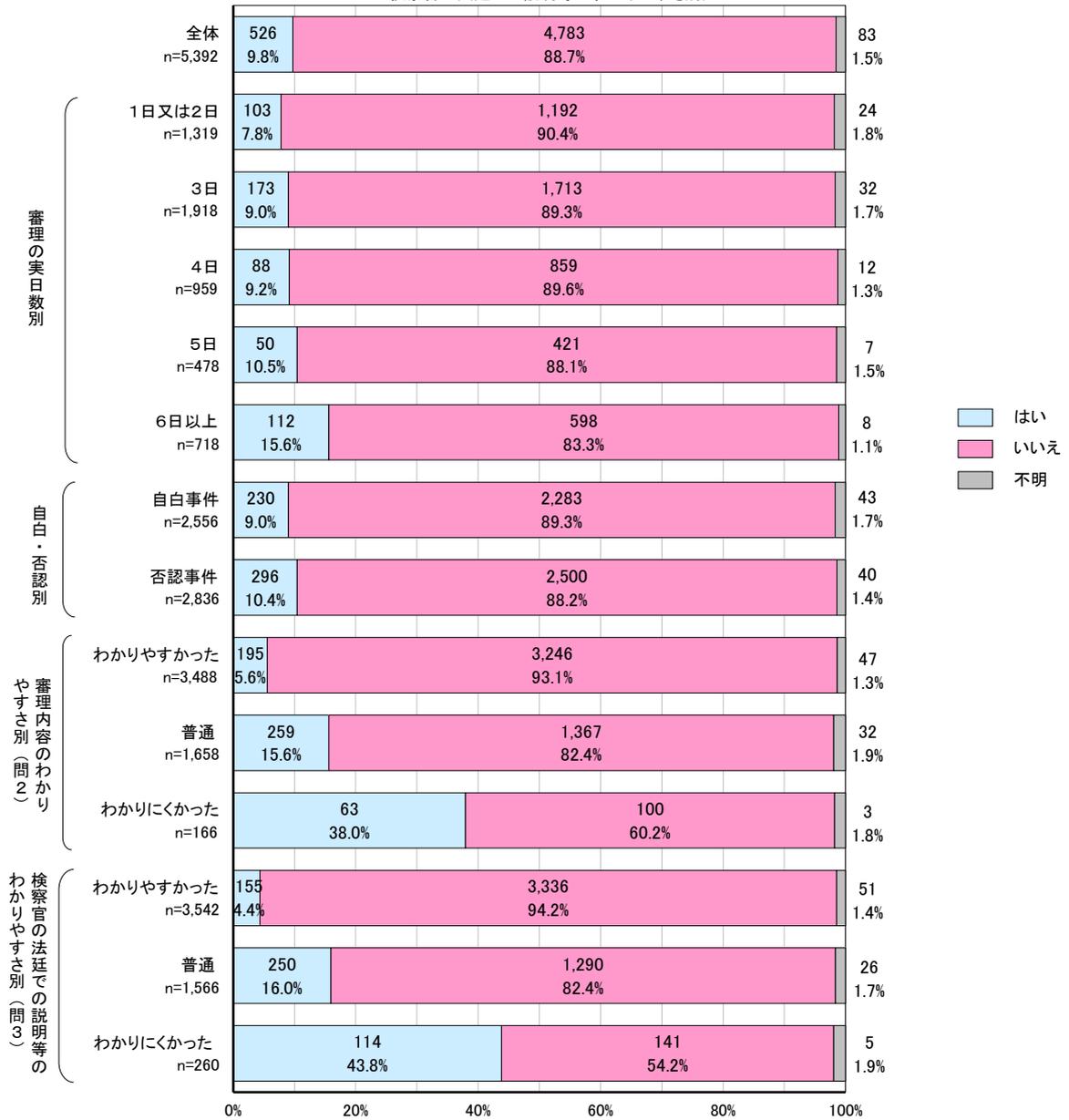
④証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった

図1-2-3-5 証人や被告人に対する検察官の質問の意図・内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別)

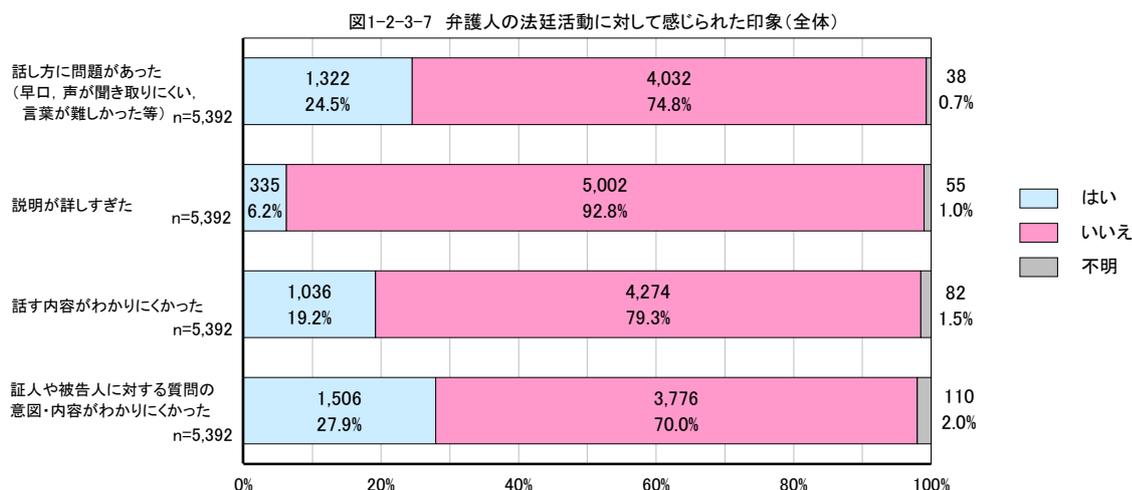


⑤供述調書の朗読がわかりにくかった（長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）

図1-2-3-6 供述調書の朗読がわかりにくかった
 （長い、単調、その場で理解できない、印象に残らない等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別）



問4 弁護人の法廷活動に対して感じられた印象について、お答えください。



弁護人の法廷活動に対して感じられた印象については、「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」(27.9%)と回答した割合が最も高く、「話し方に問題があった」(24.5%)、「話す内容がわかりにくかった」(19.2%)、「説明が詳しすぎた」(6.2%)の順で低くなっている。

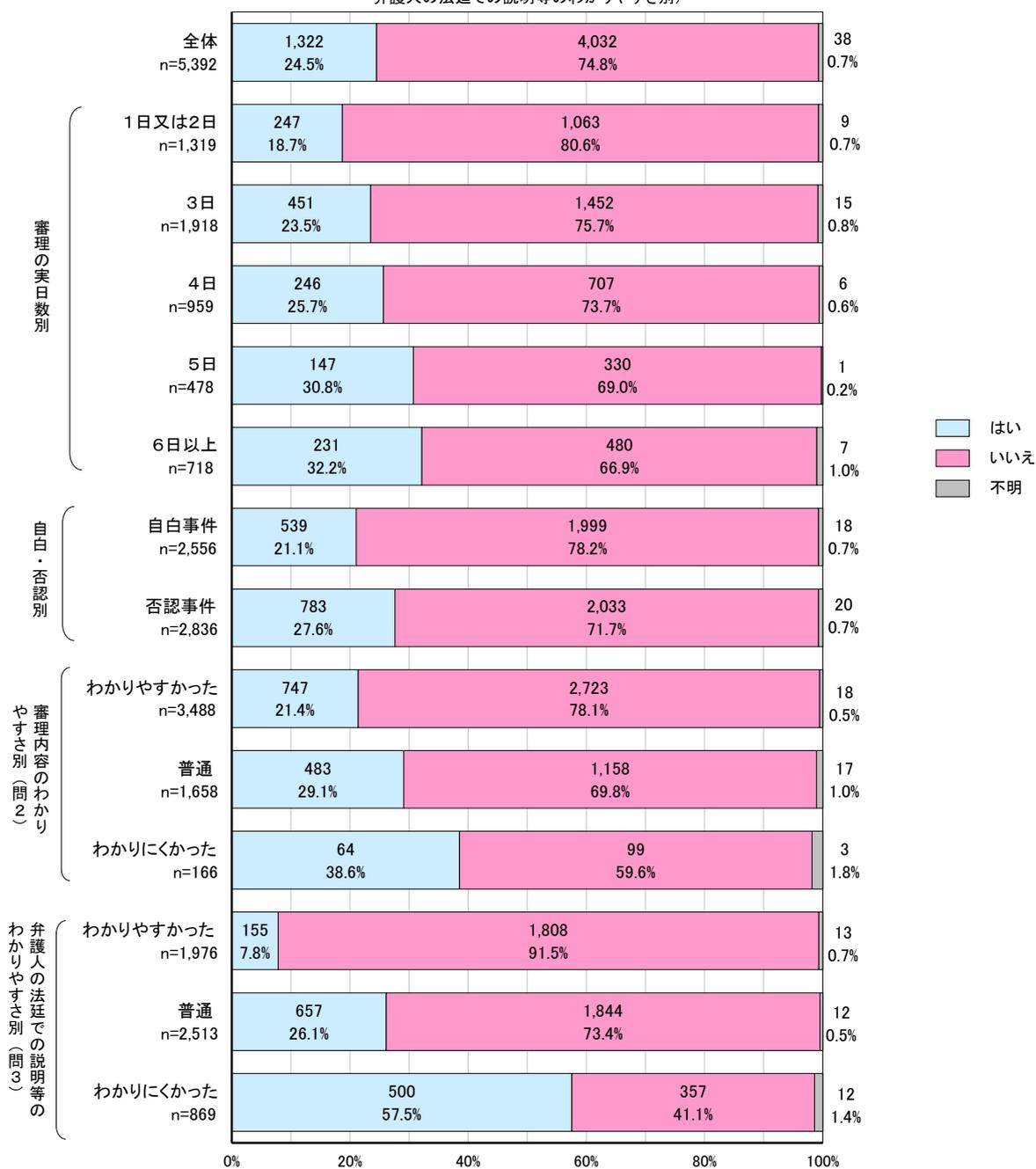
上記4つの評価軸を審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図1-2-3-8から図1-2-3-11である。特に審理内容のわかりやすさ及び弁護人の法廷での説明等のわかりやすさにおいて「わかりにくかった」と回答した層が他の層よりも上記各印象について「はい」と回答した者の割合が高い。

なお、前述のとおり、問4において検察官や弁護人の活動に感じられた問題点等につき、その内容を自由に記載してもらったところ、全5,392名中、2,628名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、弁護人の活動に感じられた問題点の中で最も多かったのが「主張がわかりにくかった」とするものであり、以下「声が聞き取りにくかった」「証人や被告人に対する質問の意図・内容がわかりにくかった」とするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(174頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

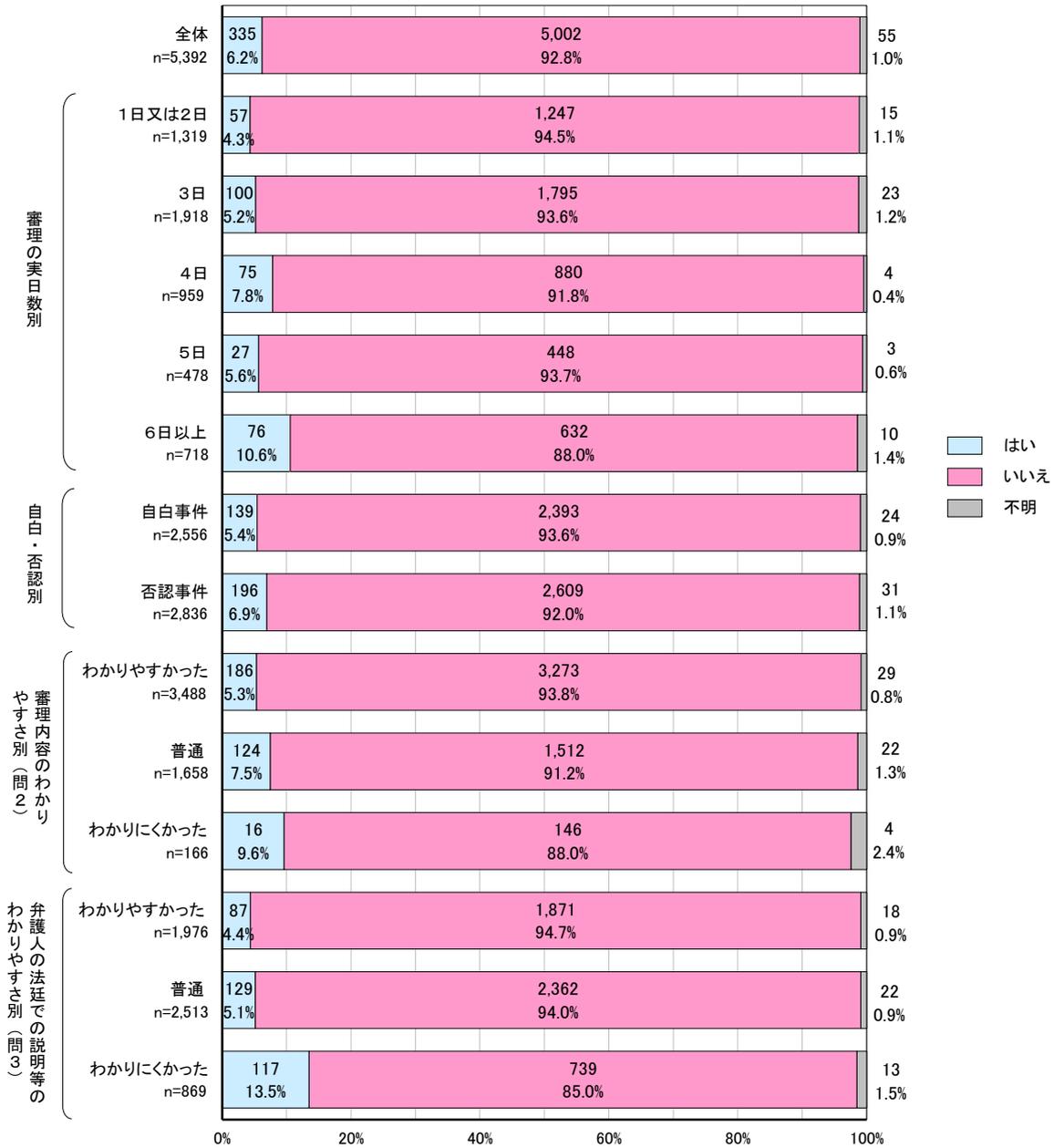
①弁護人の話し方に問題があった（早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）

図1-2-3-8 弁護人の話し方に問題があった
 （早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかった等）
 （審理実日数別、自白・否認別、審理内容のわかりやすさ別、
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別）



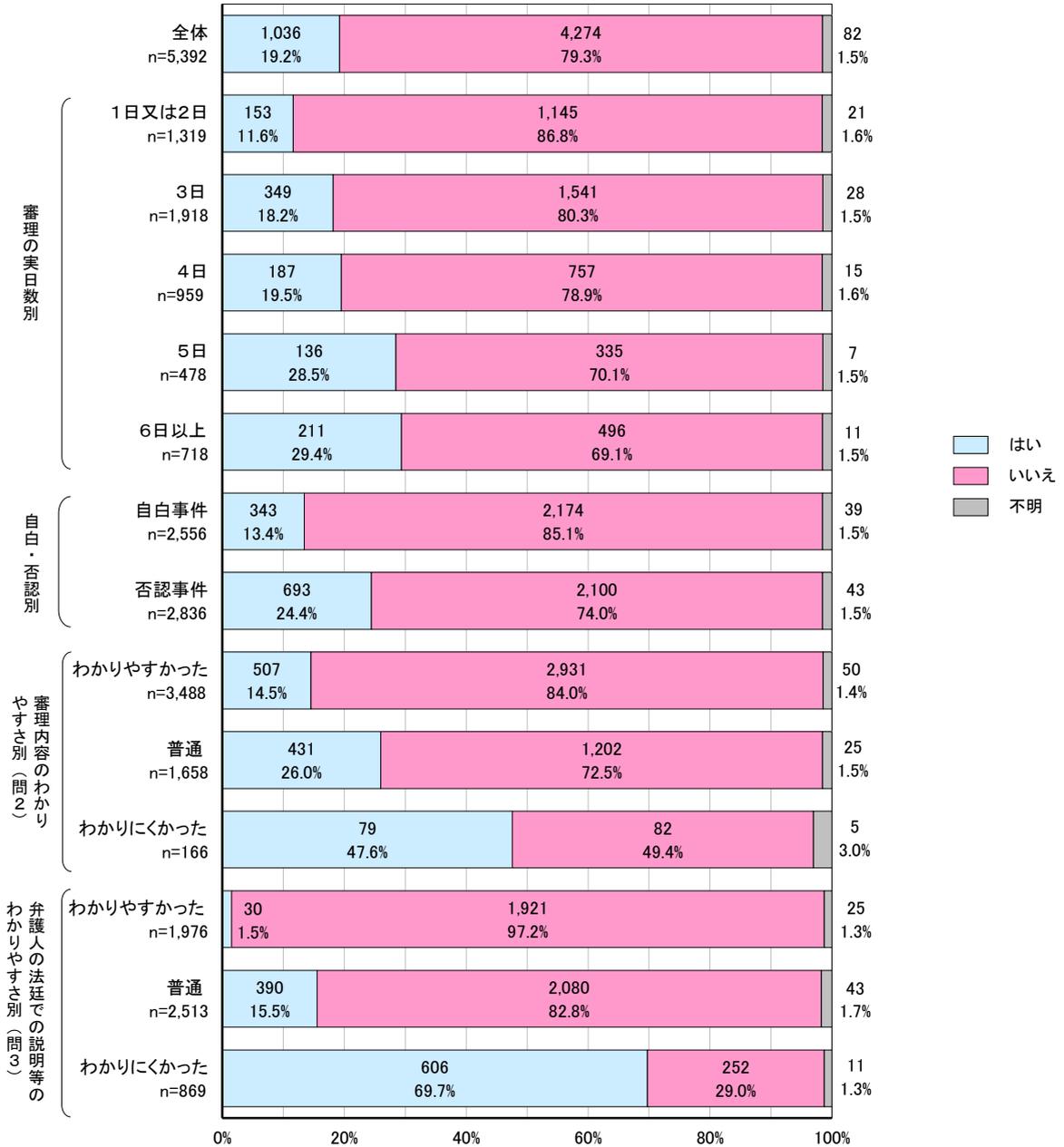
②弁護人の説明が詳しすぎた

図1-2-3-9 弁護人の説明が詳しすぎた
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



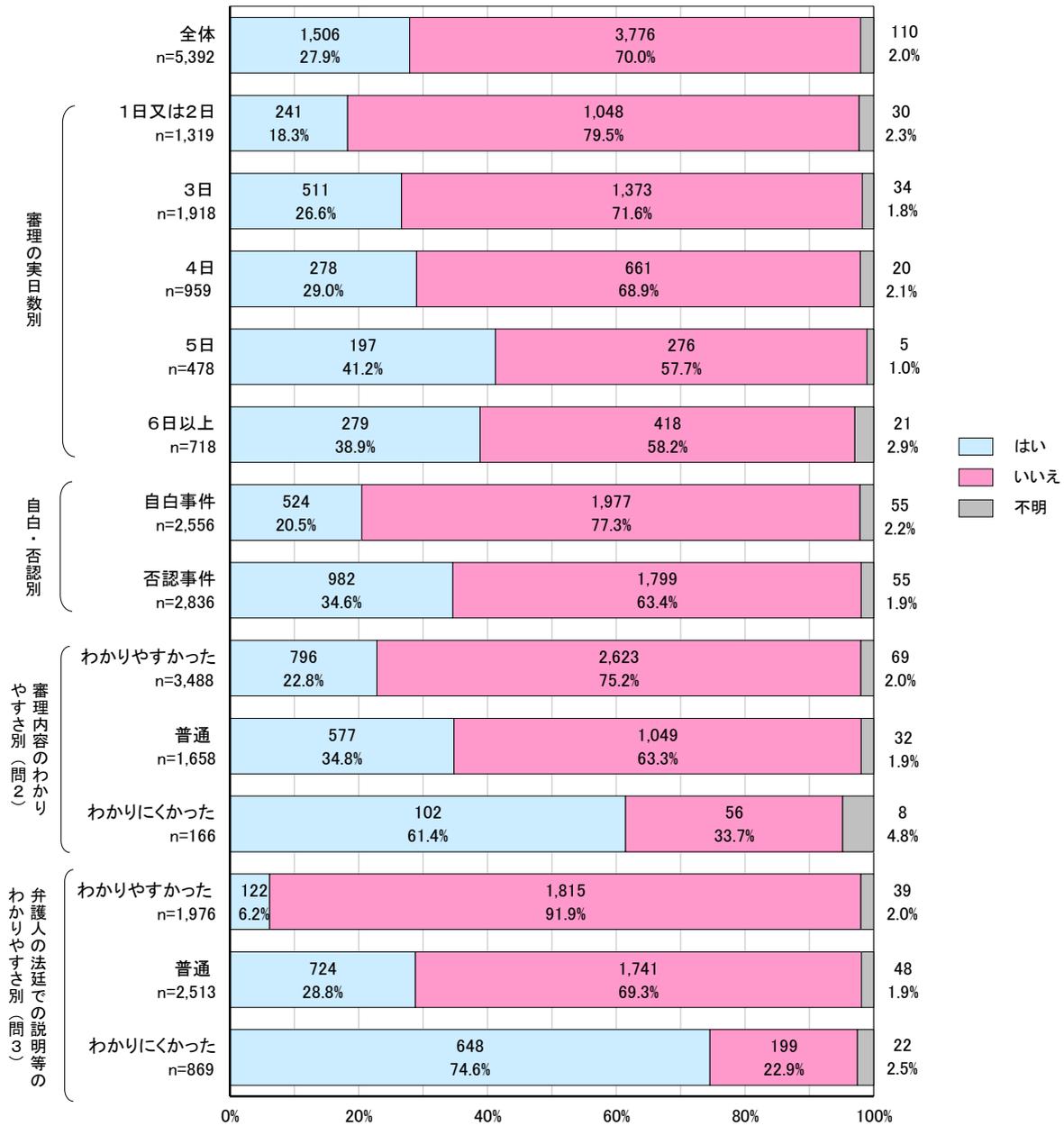
③ 弁護人が話す内容がわかりにくかった

図1-2-3-10 弁護人が話す内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)

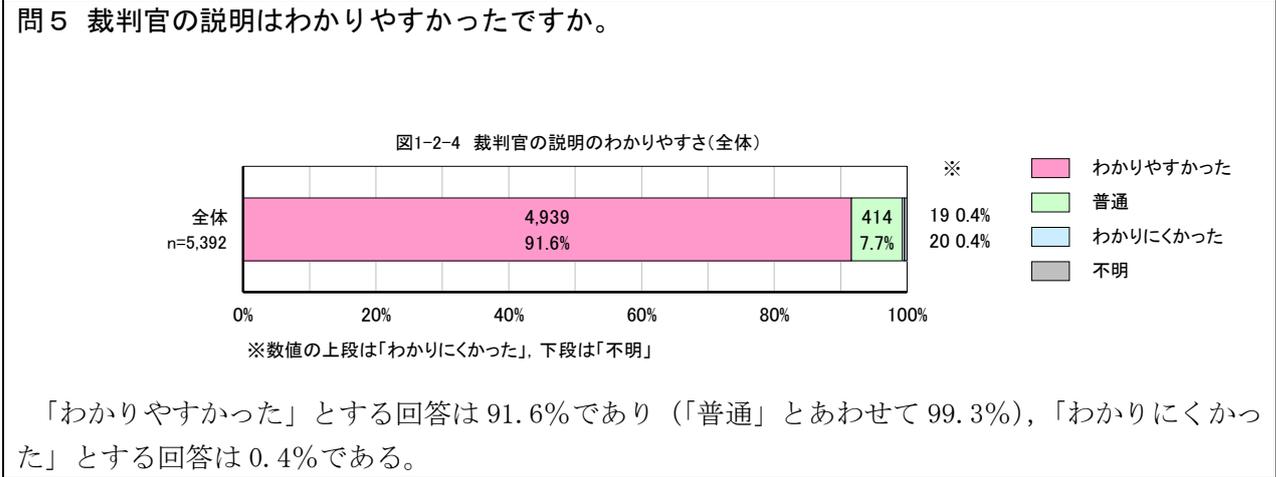


④証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった

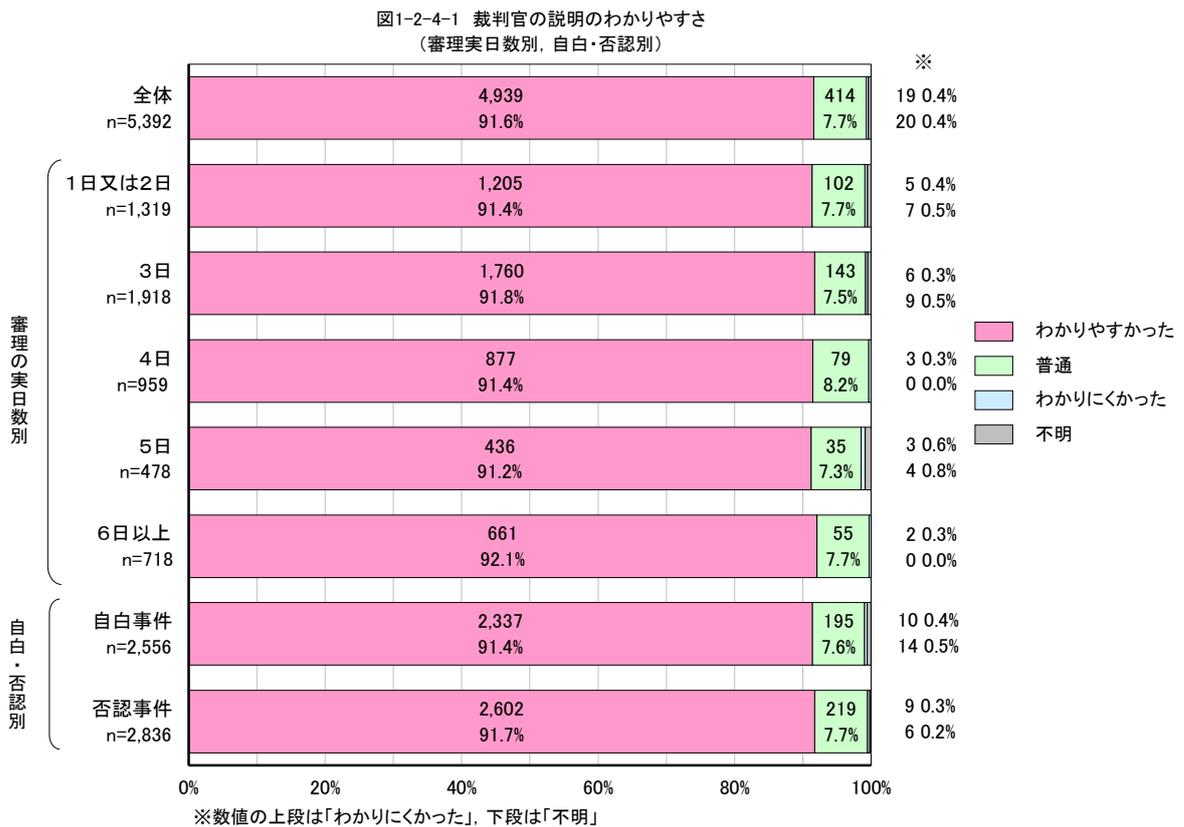
図1-2-3-11 証人や被告人に対する弁護人の質問の意図・内容がわかりにくかった
 (審理実日数別, 自白・否認別, 審理内容のわかりやすさ別,
 弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



(iv) 裁判官の説明のわかりやすさ

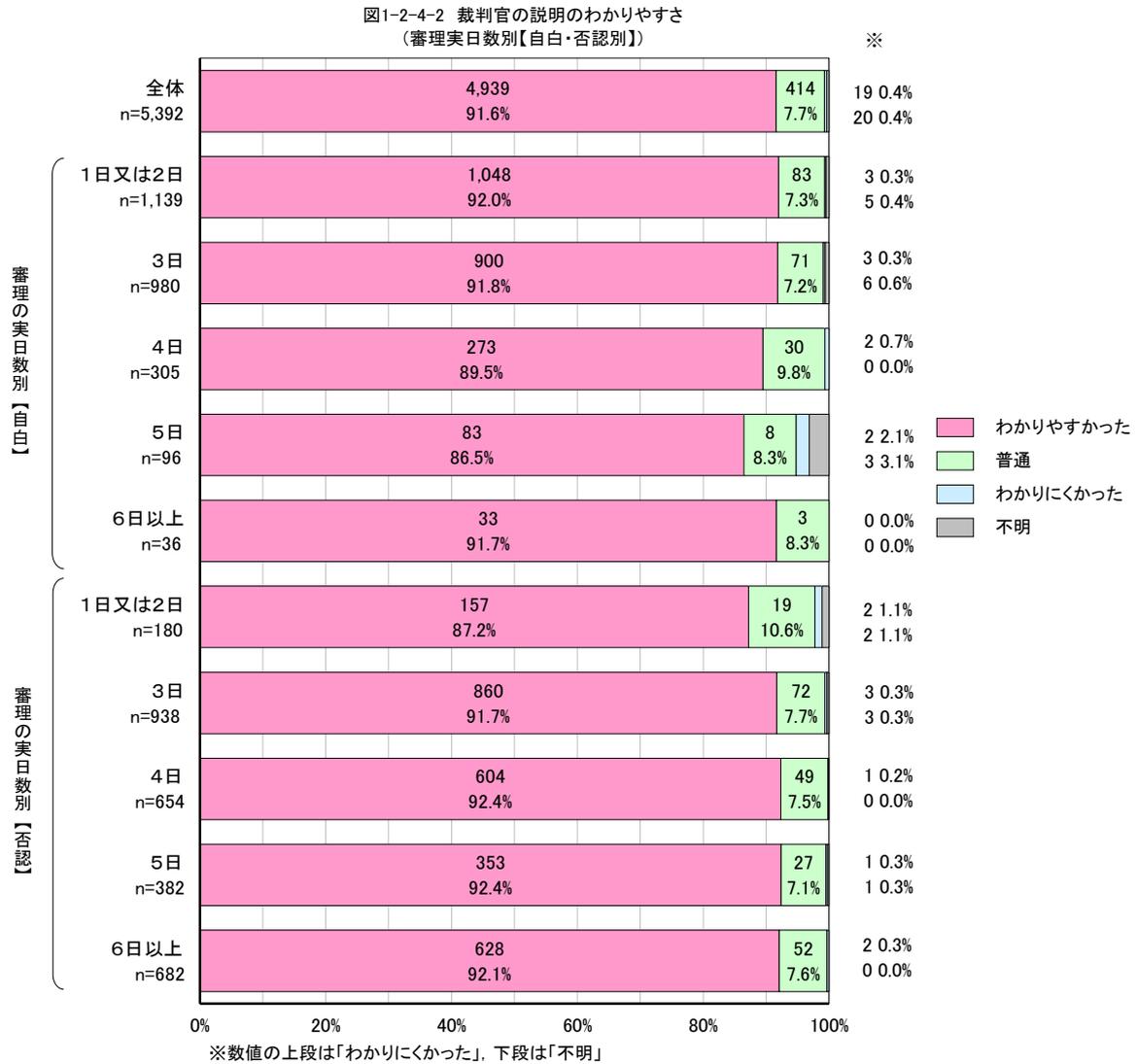


『裁判官の説明のわかりやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-2-4-1である。
「わかりやすかった」と回答した割合については、審理実日数の長短や自白・否認の差による大きな違いはみてとれない。



『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図 1-2-4-2 である。

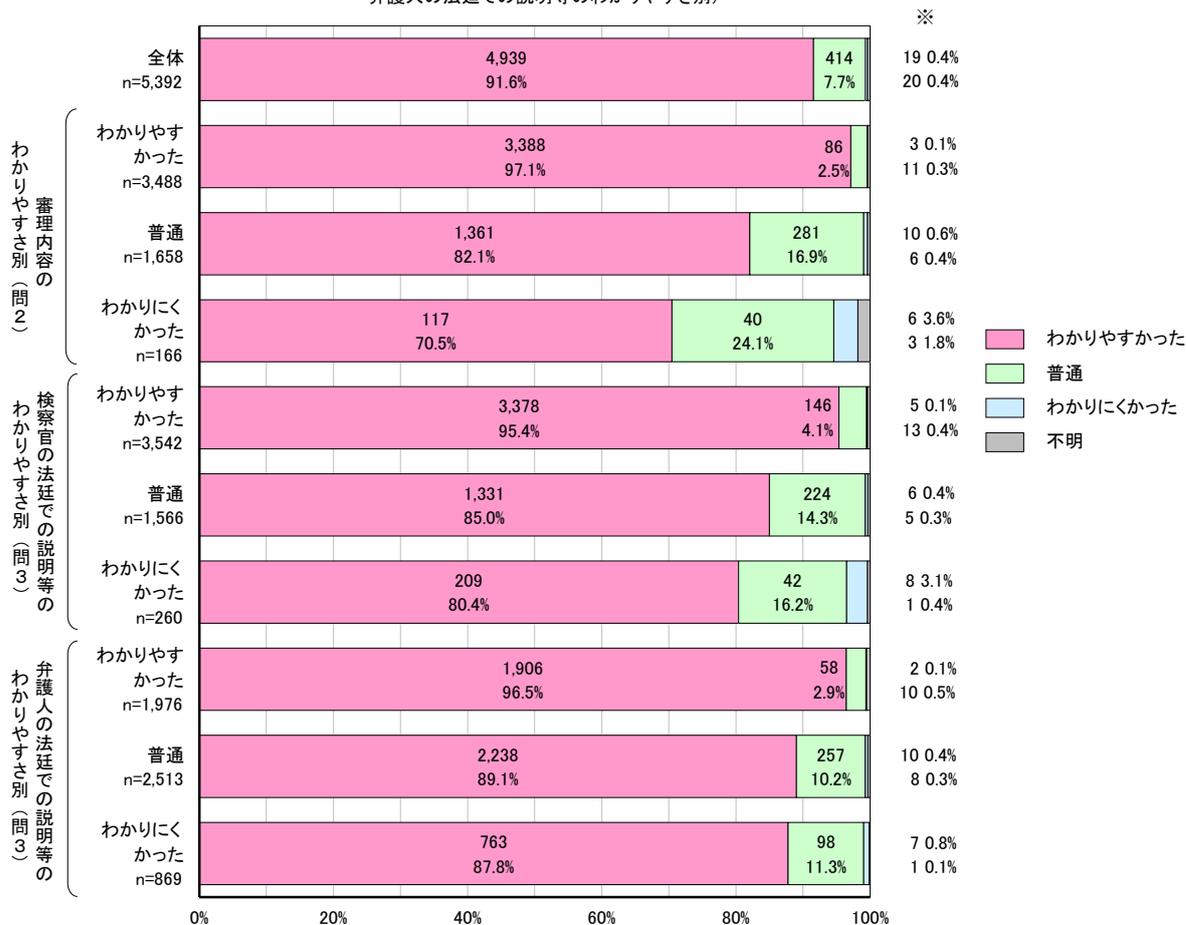
自白事件・否認事件ともに、「わかりやすかった」と回答した割合について、審理実日数の長短による大きな違いはない。



『裁判官の説明のわかりやすさ』について、審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別で区分したのが、図1-2-4-3である。

いずれの区分でも「わかりやすかった」と回答した層が他の層よりも裁判官の説明が「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

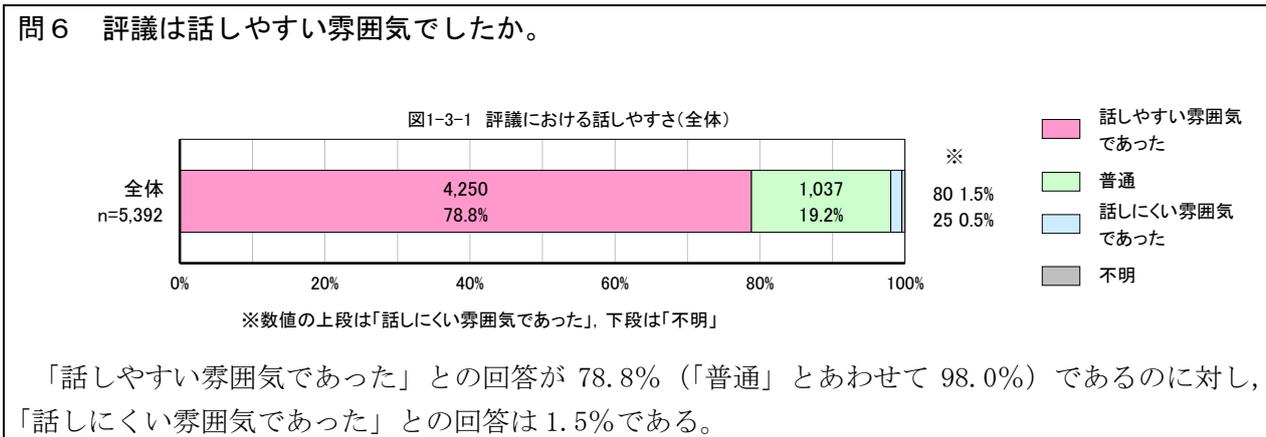
図1-2-4-3 裁判官の説明のわかりやすさ
(審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、
弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別)



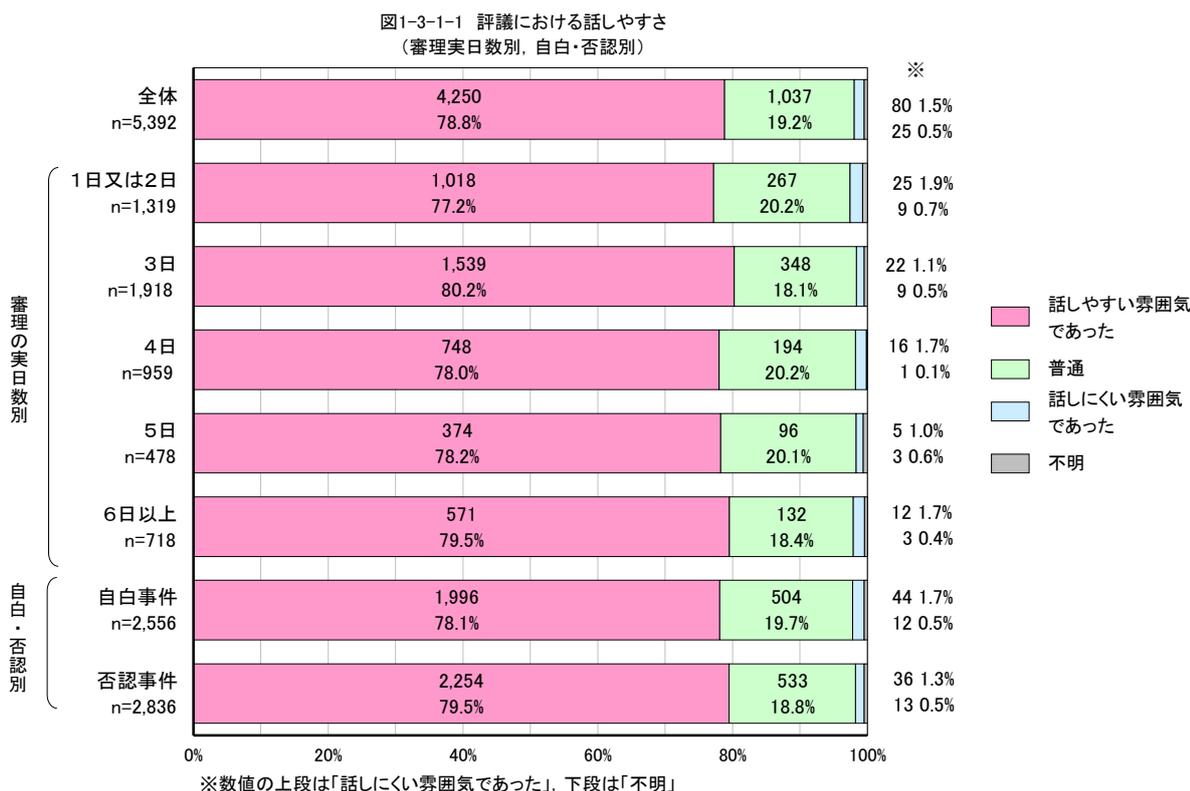
※数値の上段は「わかりにくかった」、下段は「不明」

(3) 評議について

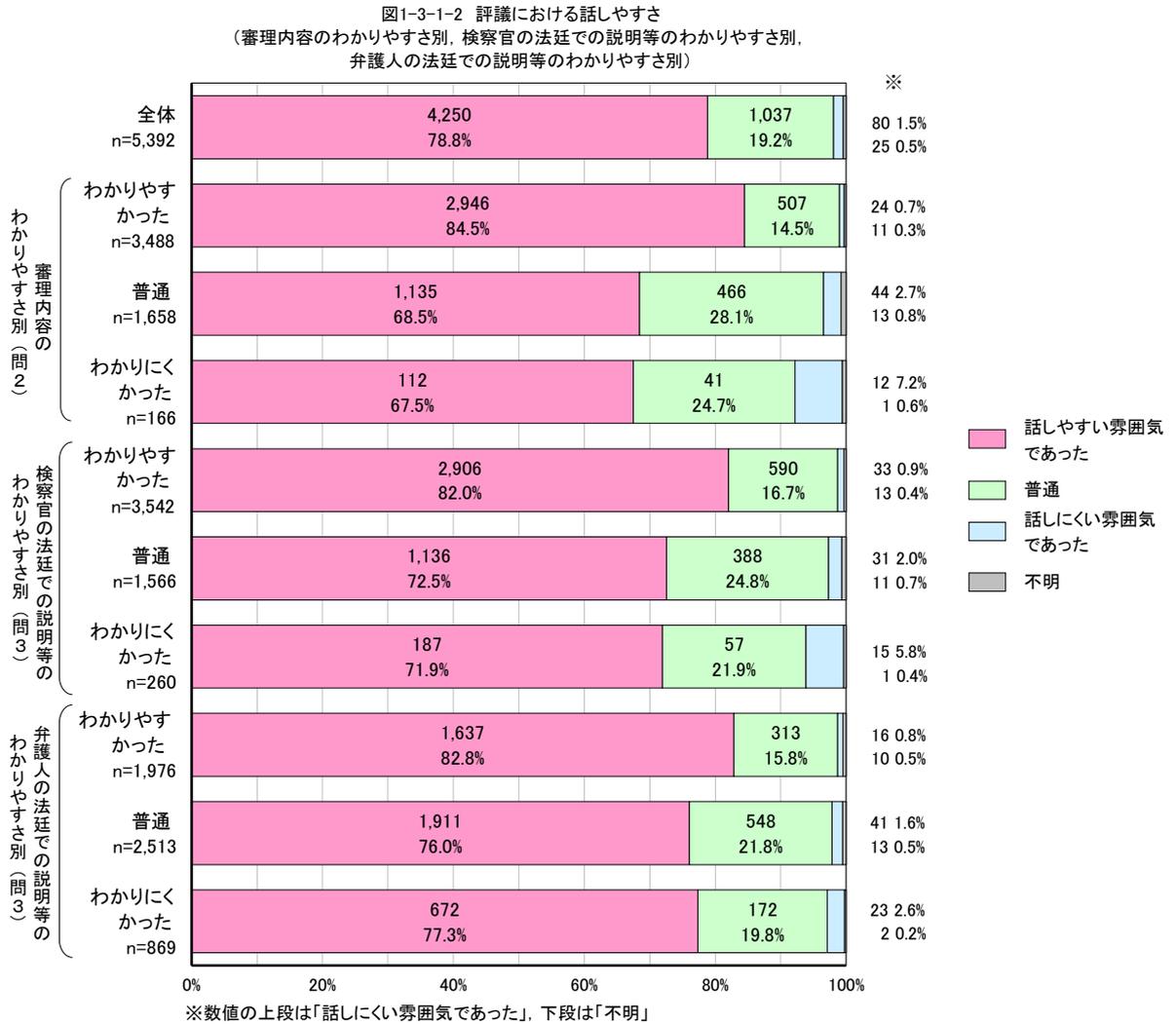
(i) 評議における話しやすさ



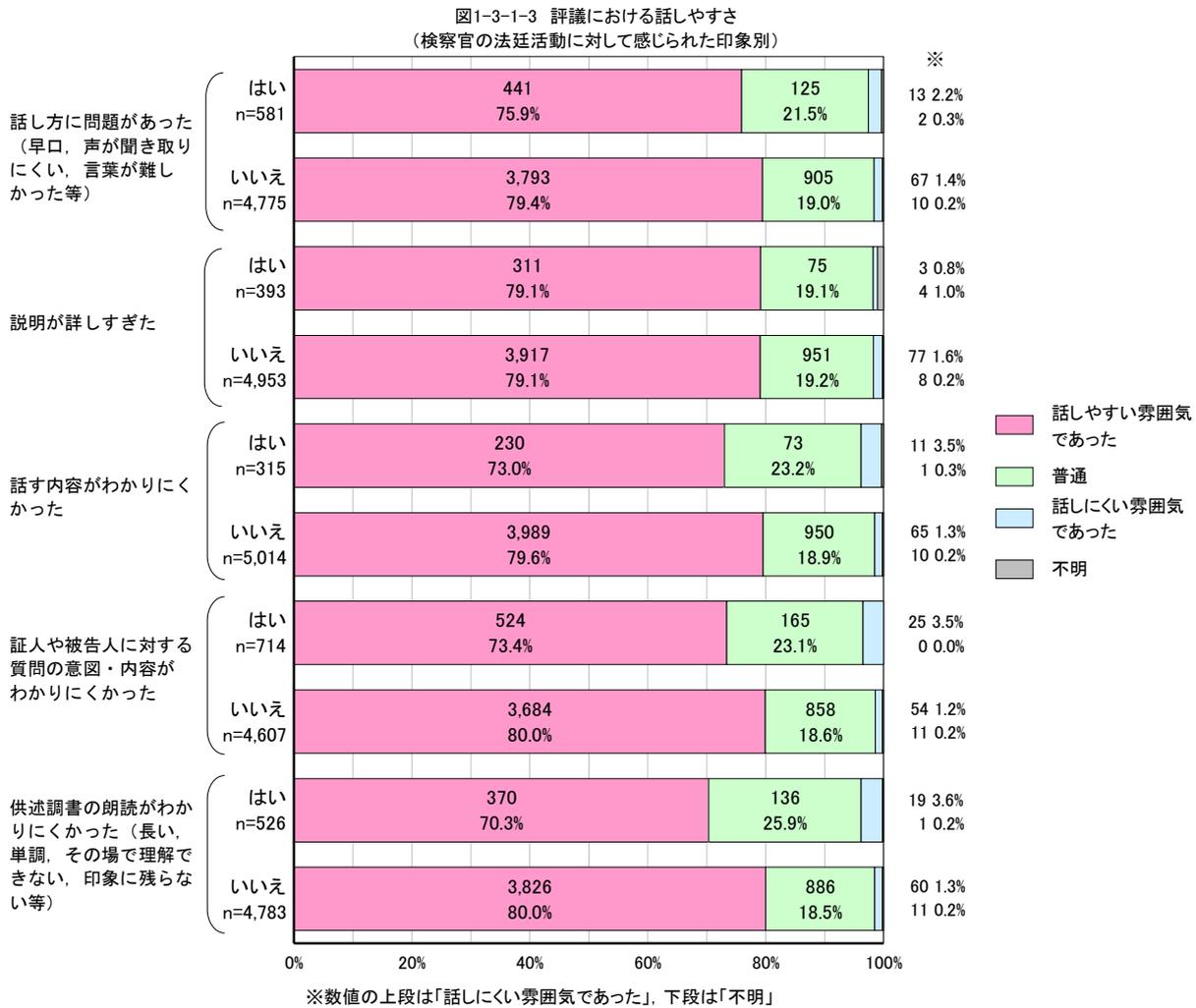
『評議における話しやすさ』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 1-3-1-1 である。審理実日数別、自白・否認別にかかわらず、いずれも各回答の割合に大きな違いはみてとれない。



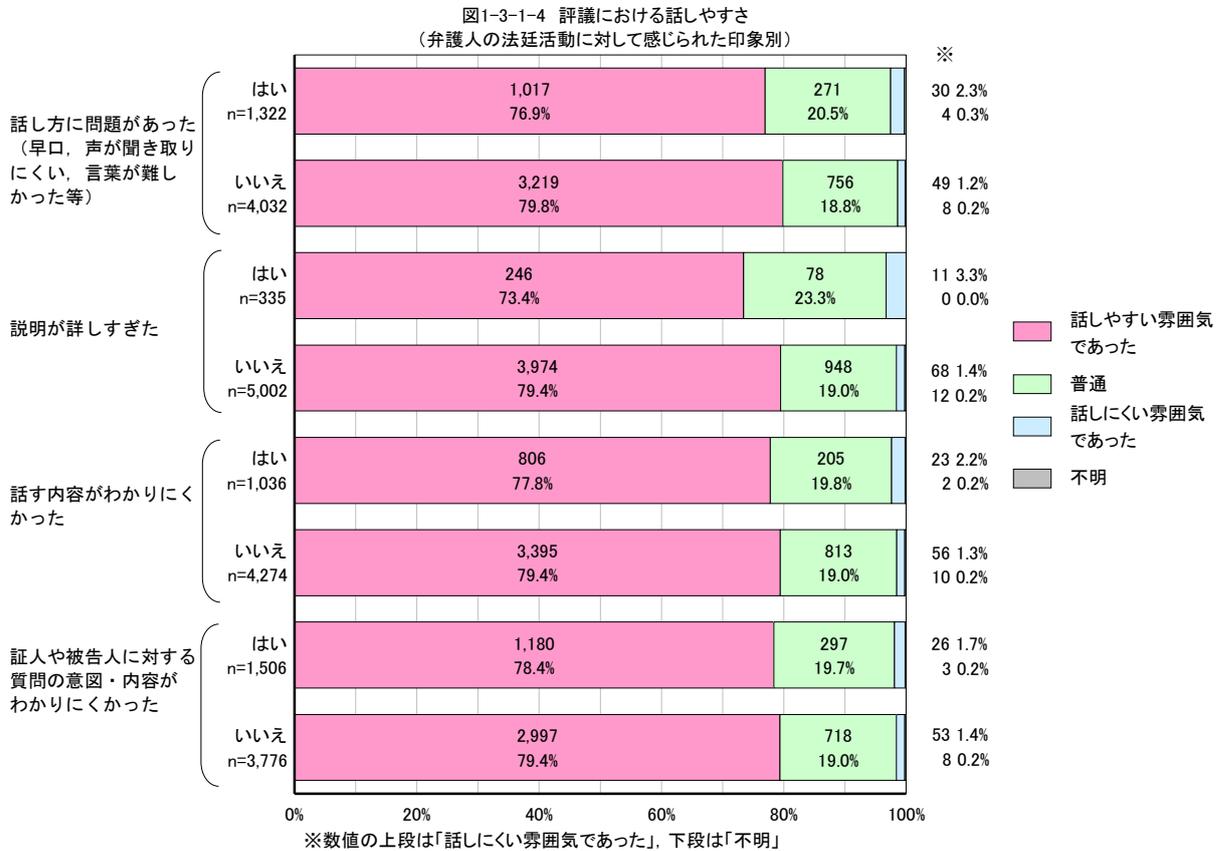
『評議における話しやすさ』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 1-3-1-2 である。いずれの区分でも「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が高くなっている。



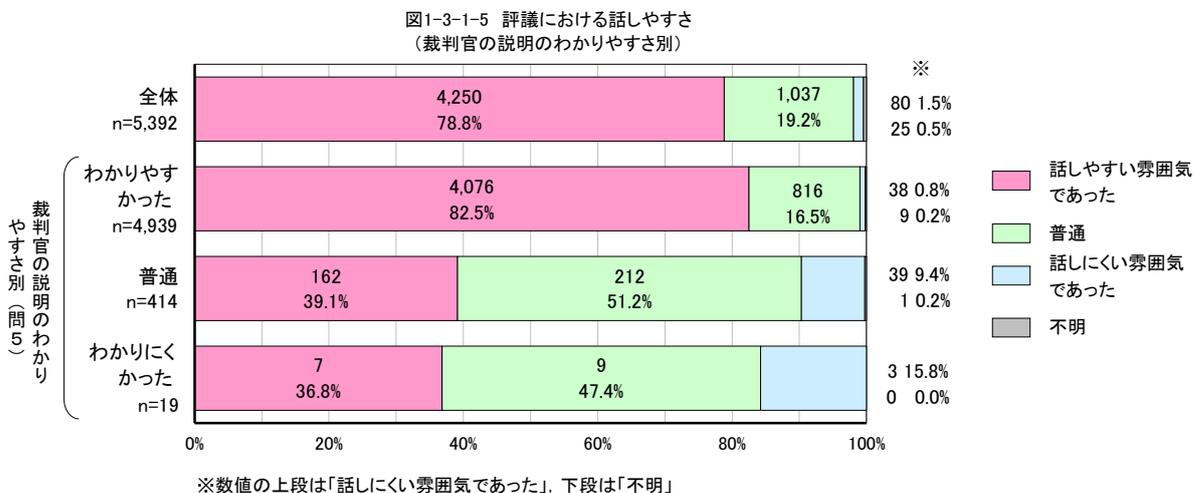
『評議における話しやすさ』を検察官の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-3-1-3である。「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも70%以上となっている。「いいえ」と回答した層は、「はい」と回答した層に比べ、「話しやすい雰囲気であった」と回答する傾向がみられる。



『評議における話しやすさ』を弁護人の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-3-1-4である。「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも70%以上となっている。「いいえ」と回答した層は、「はい」と回答した層に比べ、「話しやすい雰囲気であった」と回答する傾向がみられる。



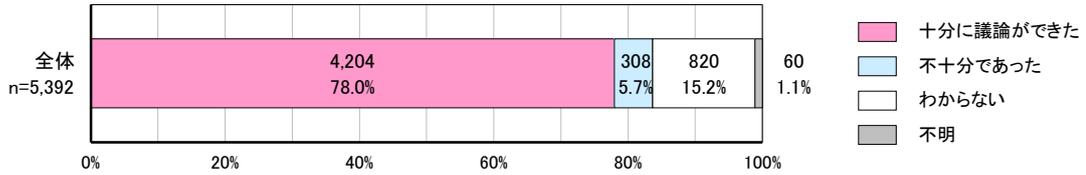
『評議における話しやすさ』を裁判官の説明のわかりやすさ別にみたのが、図1-3-1-5である。裁判官の説明がわかりやすかったと回答した層で、「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が顕著に高くなっている。



(ii) 評議における議論の充実度

問7 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。

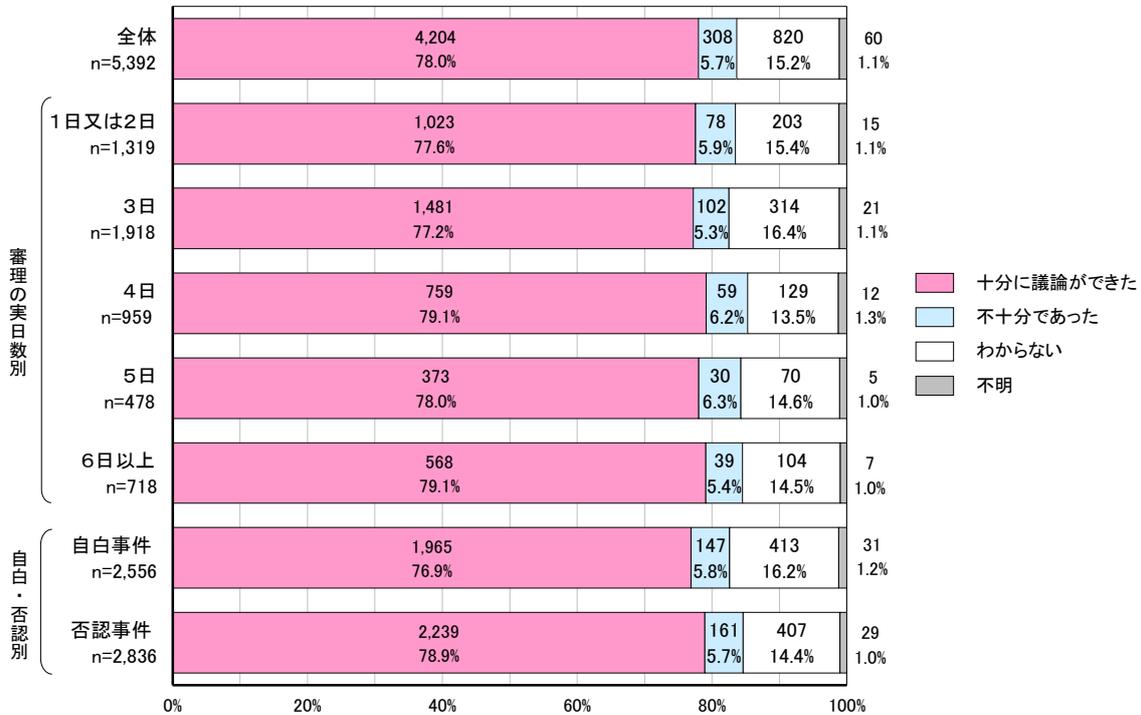
図1-3-2 評議における議論の充実度(全体)



評議について、「十分に議論ができた」とする回答が 78.0%であり、「不十分であった」とする回答は 5.7%である。

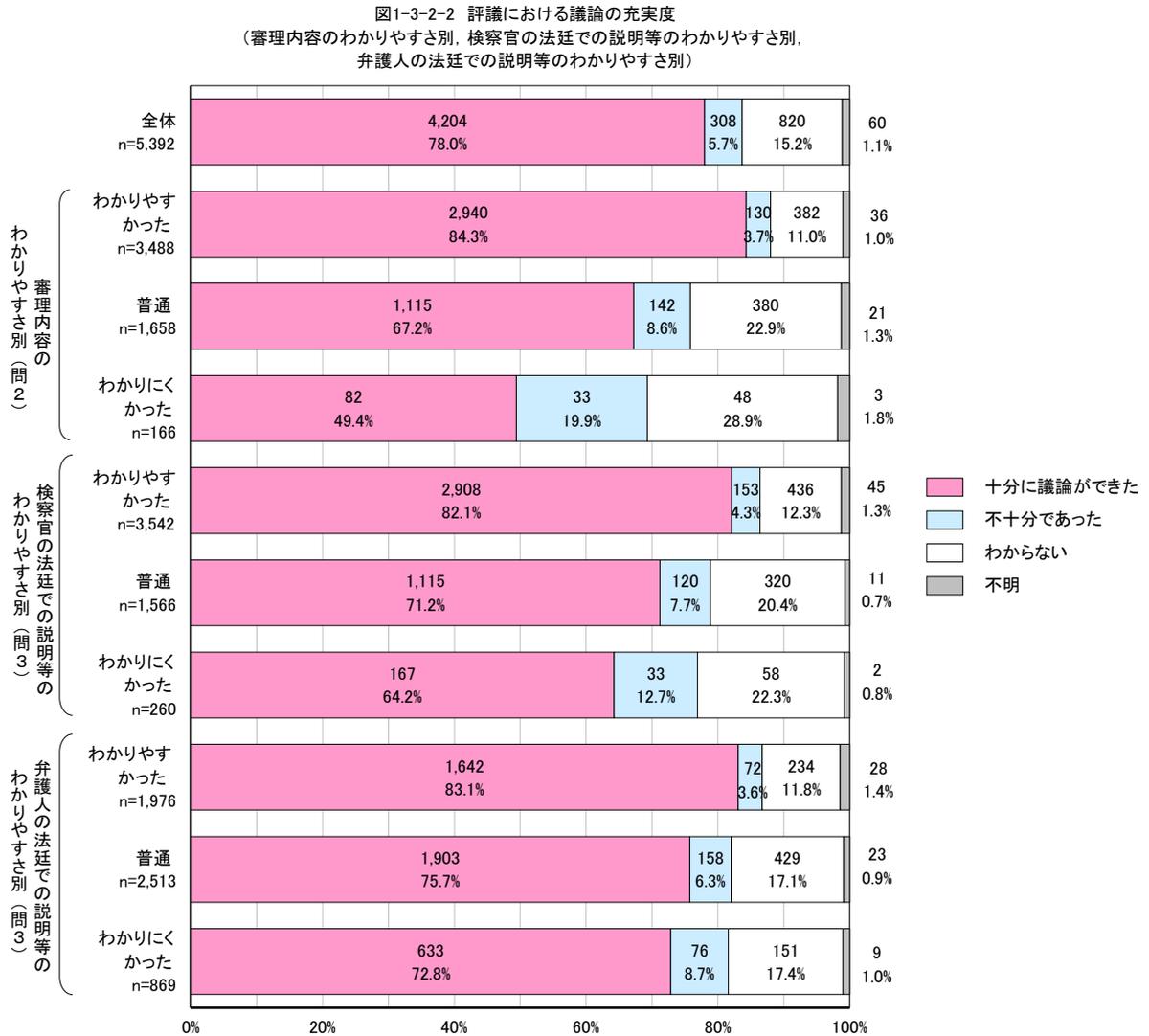
『評議における議論の充実度』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 1-3-2-1 である。審理実日数別、自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。

図1-3-2-1 評議における議論の充実度
(審理実日数別、自白・否認別)



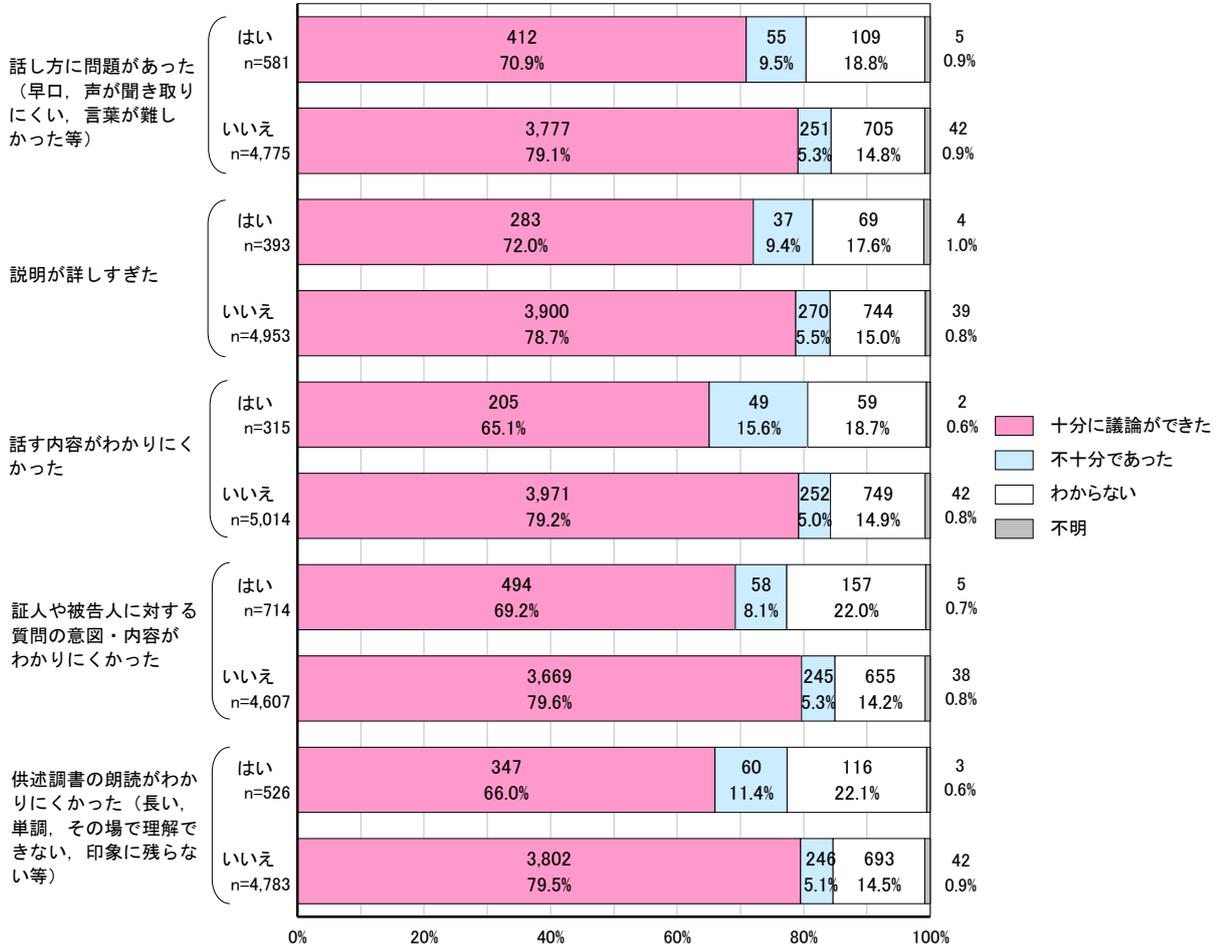
『評議における議論の充実度』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別でみたのが、図 1-3-2-2 である。

各区分で「わかりやすかった」と回答した層が、他の層よりも「十分に議論できた」と回答している者の割合が高くなっている。

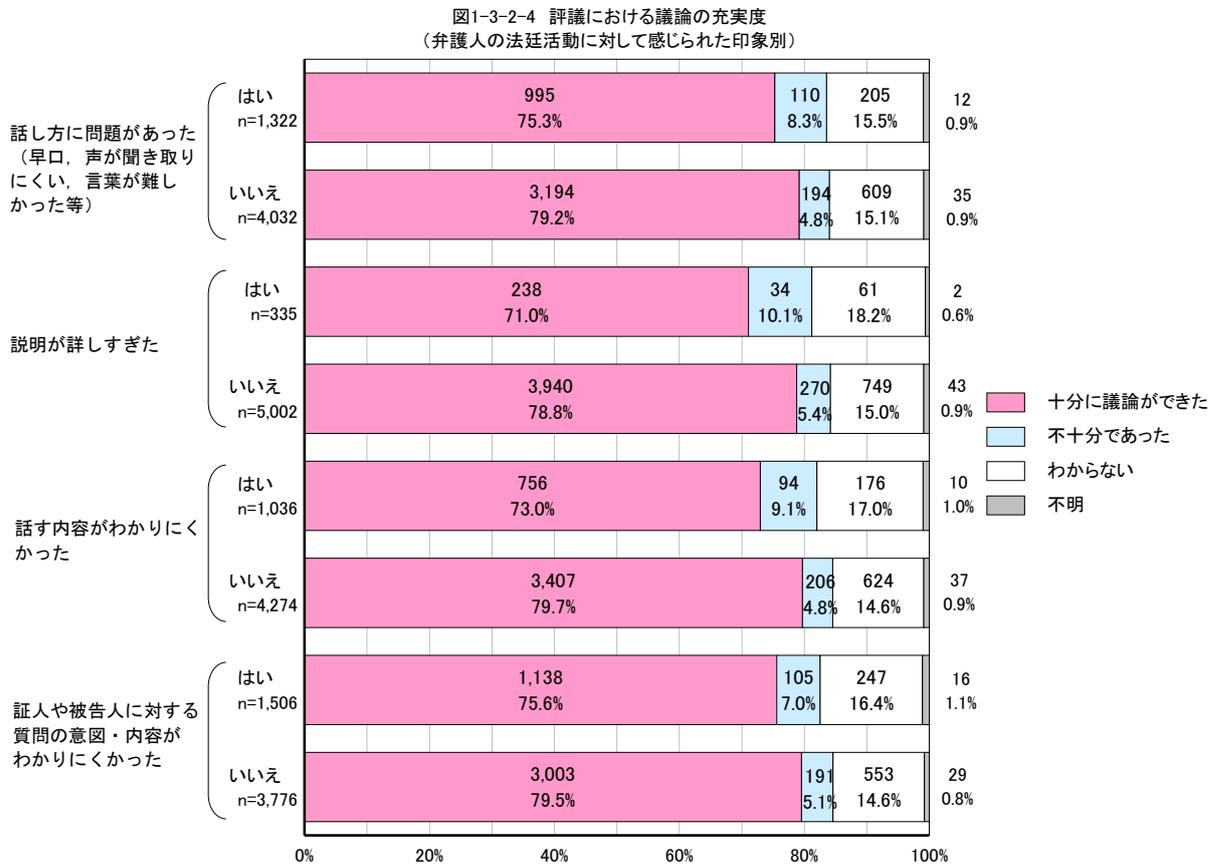


『評議における議論の充実度』を検察官の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-3-2-3である。各区分で「いいえ」と回答した層が「はい」と回答した層よりも「十分に議論できた」と回答している者の割合が高くなっている。

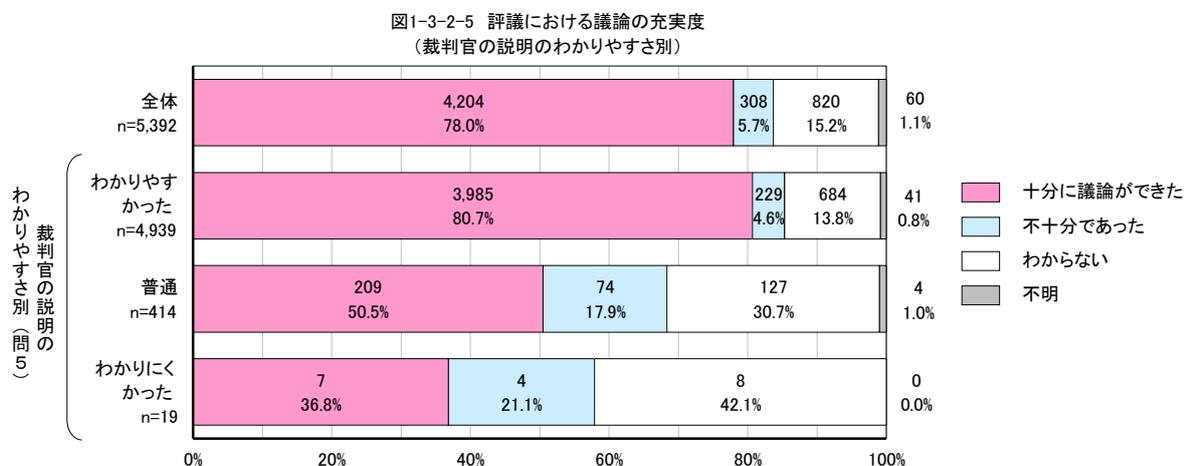
図1-3-2-3 評議における議論の充実度
(検察官の法廷活動に対して感じられた印象別)



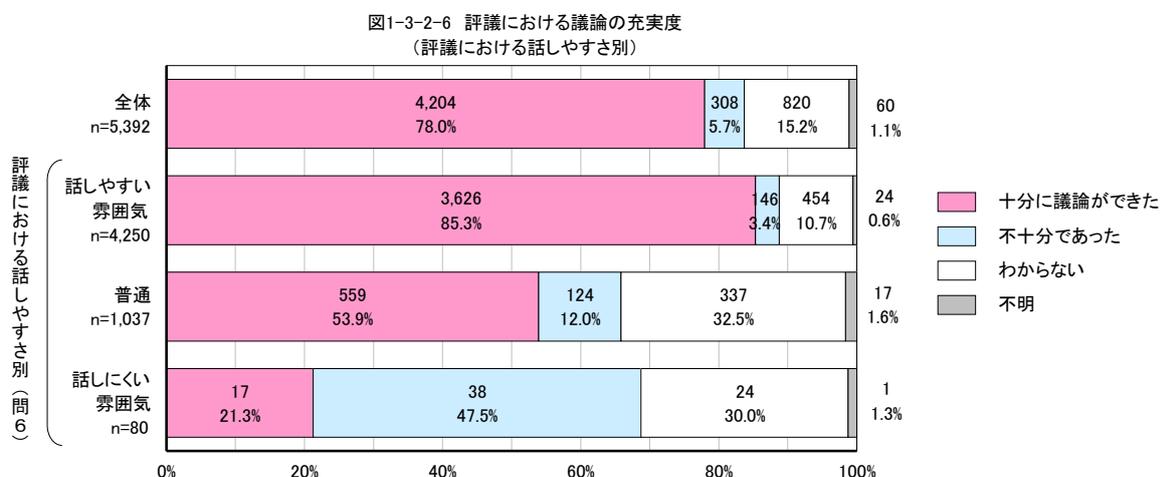
『評議における議論の充実度』を弁護人の法廷活動に対して感じられた印象別でみたのが、図1-3-2-4である。各区分で「いいえ」と回答した層が「はい」と回答した層よりも「十分に議論できた」と回答している者の割合が高くなっている。



『評議における議論の充実度』を裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図 1-3-2-5 である。裁判官の説明が「わかりやすかった」とする層で、「十分に議論ができた」とする回答の割合が 80.7%と高くなっている。



『評議における議論の充実度』を評議における話しやすさ別でみたのが、図 1-3-2-6 である。「話しやすい雰囲気であった」と答えた層で、「十分に議論ができた」との回答が 85.3%となっているのに対し、「話しにくい雰囲気であった」と答えた層では、21.3%に止まっている。



(iii) 評議の進め方(裁判官の進行, 裁判官の説明, 評議の時間, 休憩の取り方など)についての意見や感想など(問8)

評議の進め方について, 気づいた点を自由に記載してもらったところ, 全5, 392名中, 3, 681名から回答があった。

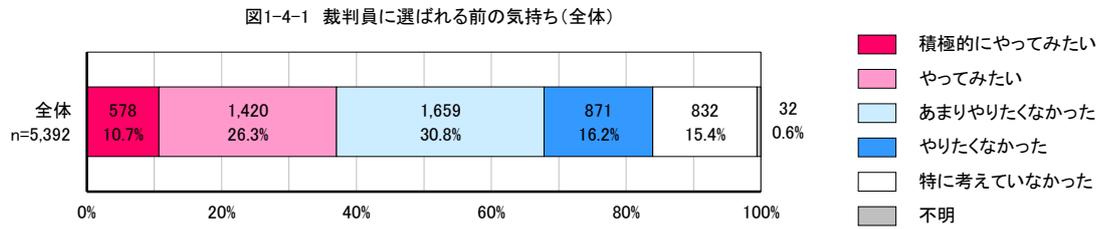
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ, 「進行が適切だった」などとするものが最も多く, 「説明がわかりやすかった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(176頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(4) 裁判員を務めた感想等について

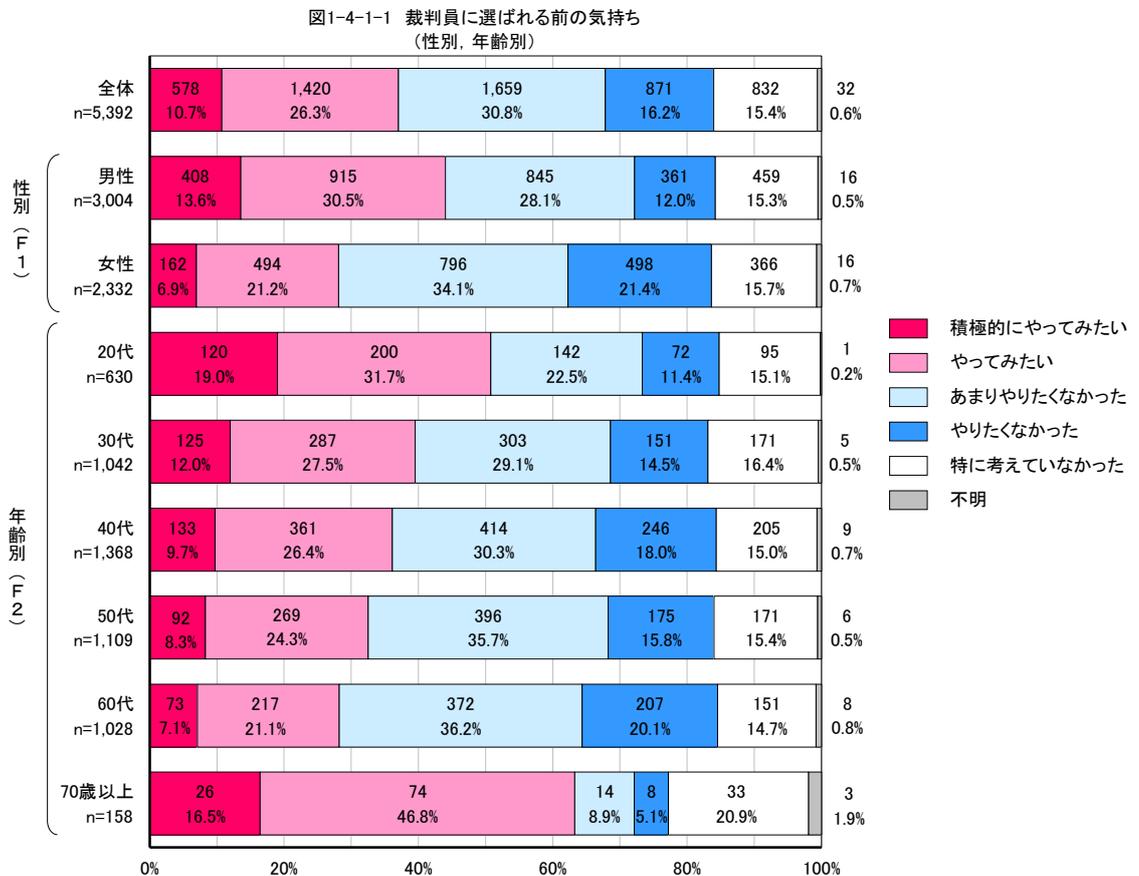
(i) 裁判員に選ばれる前の気持ち

問9 裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。



『裁判員に選ばれる前の気持ち』について、「積極的にやってみよう」(10.7%)、「やってみよう」(26.3%)を合わせた『積極的な参加意向』は37.0%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(30.8%)、「やりたくなかった」(16.2%)を合わせた『消極的な参加意向』は47.0%である。

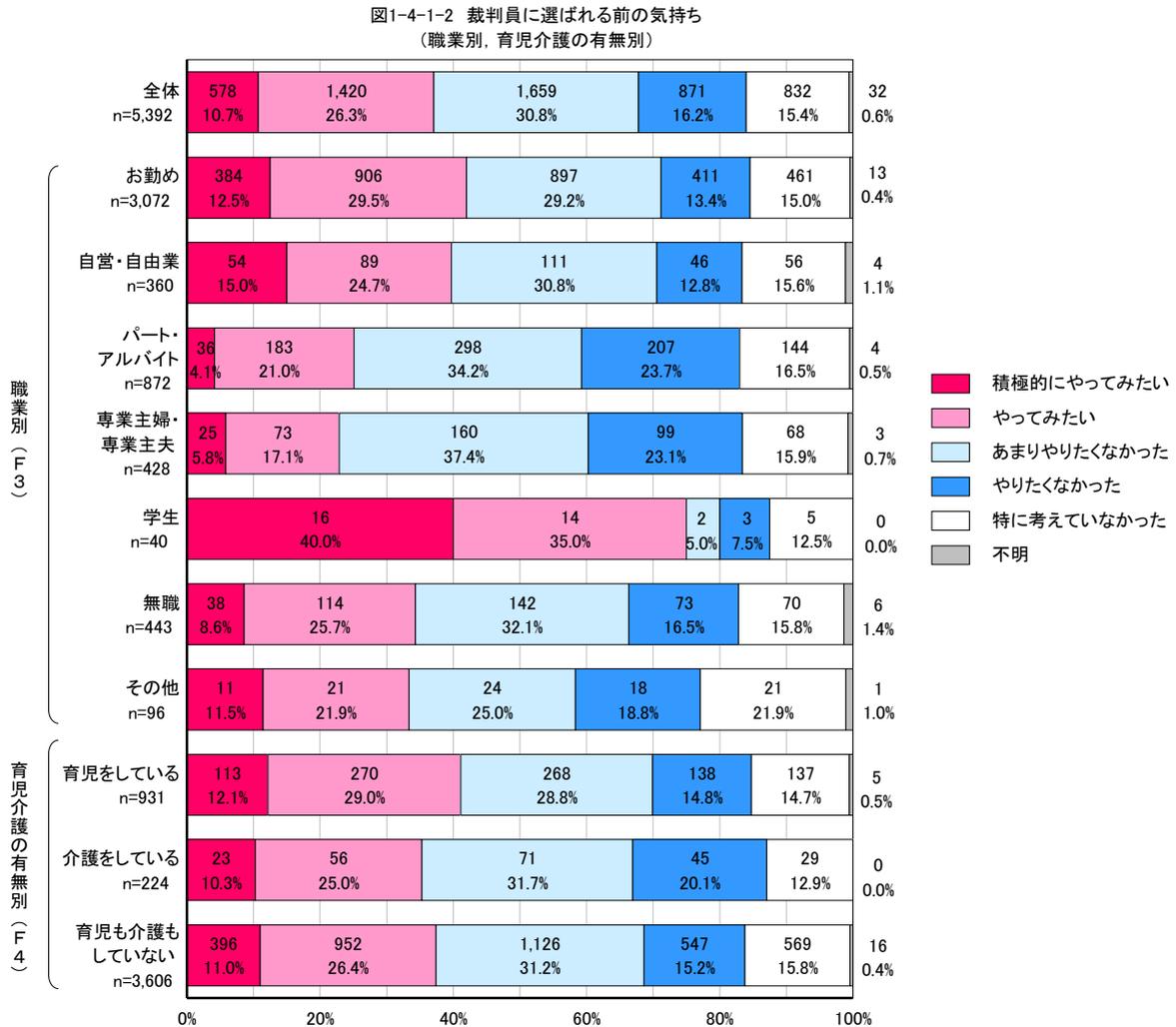
『裁判員に選ばれる前の気持ち』を性別、年齢別でみたのが、図1-4-1-1である。性別で見ると、男性のほうが『積極的な参加意向』(44.1%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(55.5%)が高い。年齢別で見ると、若年層ほど『積極的な参加意向』が高く、60代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。



『裁判員に選ばれる前の気持ち』を職業別、育児介護の有無別でみたのが、図 1-4-1-2 である。

職業別でみると、学生の層が 75.0%と最も高い『積極的な参加意向』を示しているが、学生は、定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。以下、お勤めの層 (42.0%)、自営・自由業の層 (39.7%)、無職の層 (34.3%)、パート・アルバイトの層 (25.1%)、専業主婦・専業主夫の層 (22.9%) の順で『積極的な参加意向』は低くなっている。

育児介護の有無別では、大きな差がない。



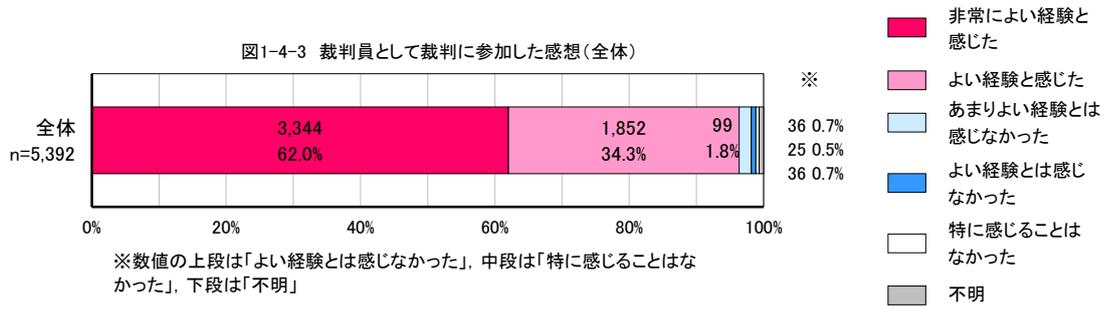
(ii) 問 9 で答えた理由 (問 10)

『裁判員に選ばれる前の気持ち』(問 9) の理由を自由に記載してもらったところ (問 10)、全 5, 392 名中、5, 127 名から回答があった。記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、裁判員に選任されることに對し、『積極的な参加意向』を示した理由として、「貴重な経験である、関心があった」などとするものが最も多く、逆に、『消極的な参加意向』を示した理由として「責任が重い、精神的負担」を挙げるものが最も多い。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表 (180 頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(iii) 裁判員として裁判に参加した感想

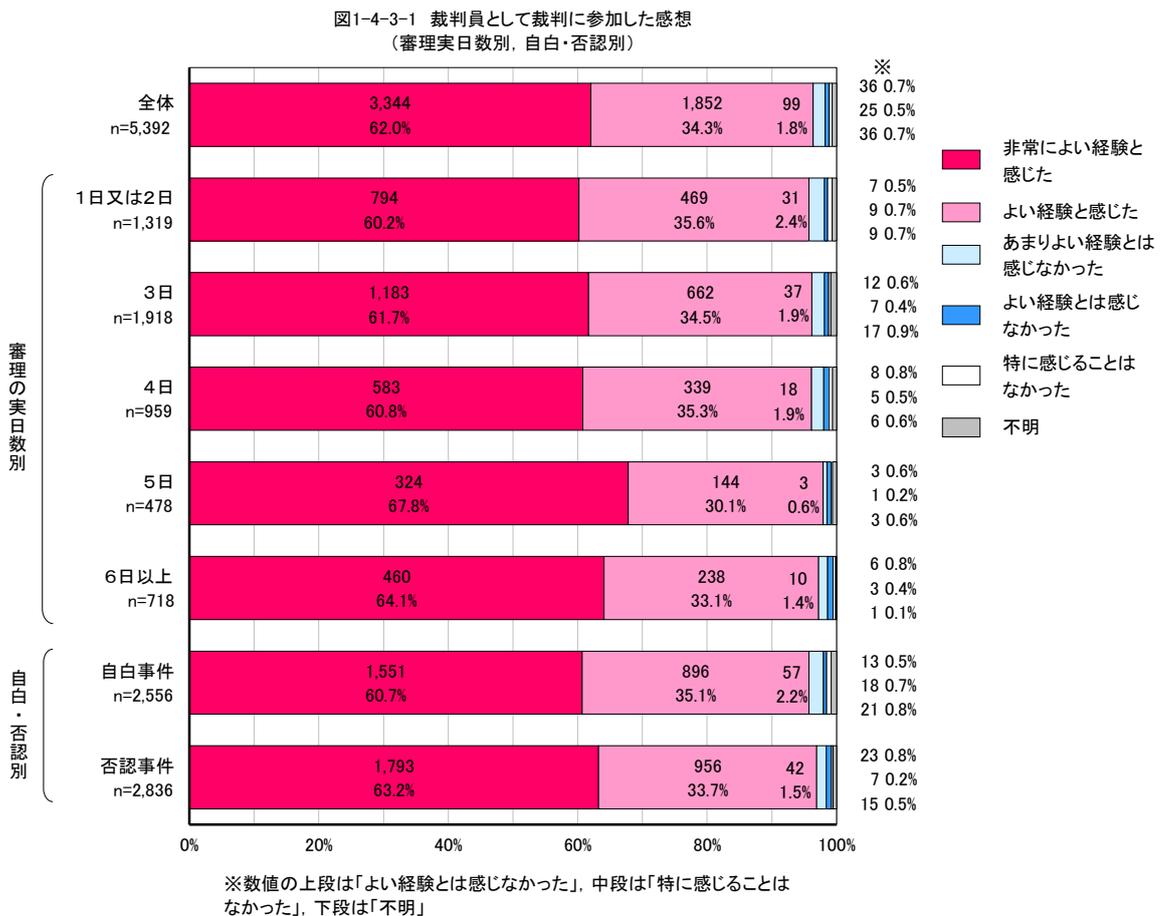
問 1 1 裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。



「非常によい経験と感じた」との回答が 62.0%である。これに、「よい経験と感じた」との回答(34.3%)をあわせると 96.3%になり、ほとんどの人が『よい経験』と感じたと回答している。

『裁判員として裁判に参加した感想』を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 1-4-3-1 である。

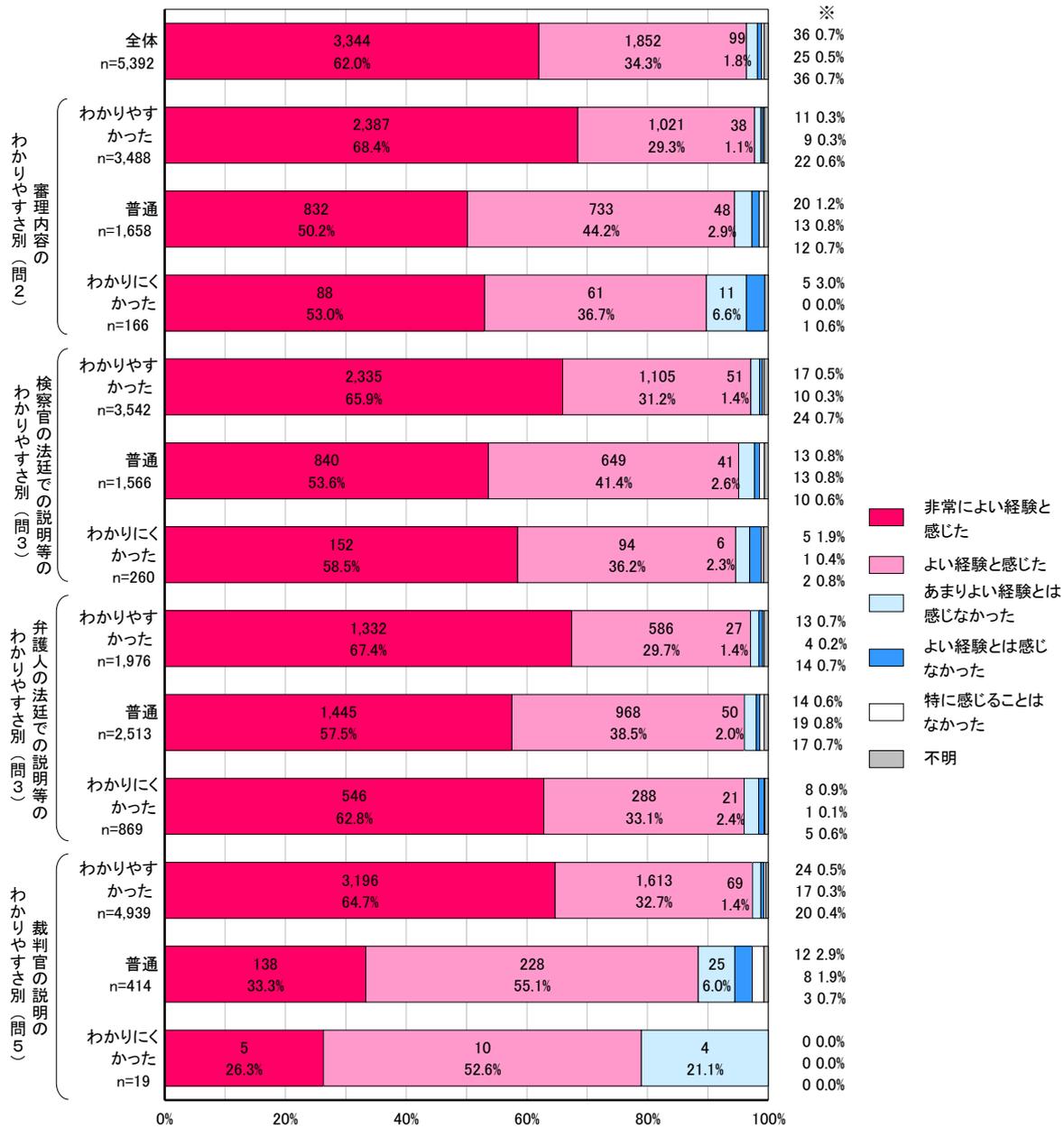
審理実日数別、自白・否認に関わらず、95%以上が『よい経験』と感じている。



『裁判員として裁判に参加した感想』を審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別、裁判官の説明のわかりやすさ別でみたのが、図1-4-3-2である。

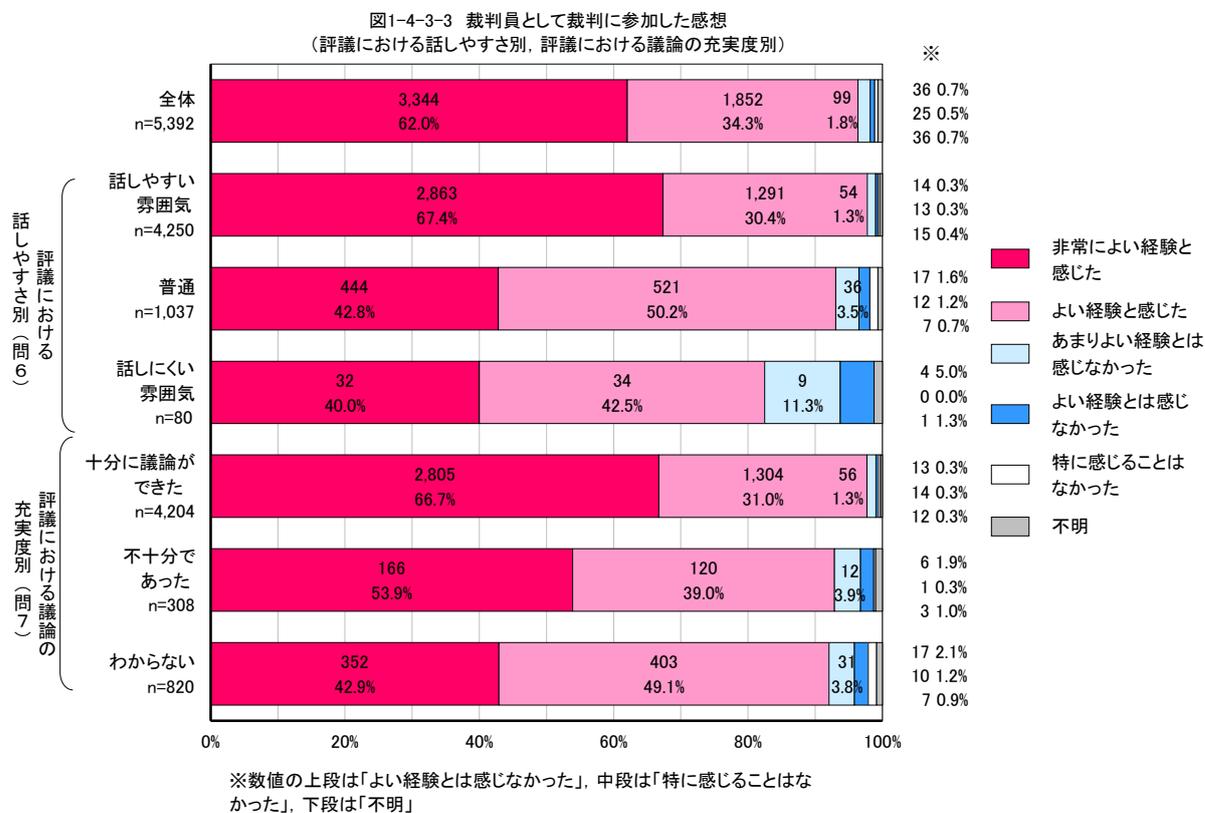
いずれの層でも「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」との回答が高い割合を占めている。特に「わかりやすかった」と回答した層では顕著な結果として表れている。

図1-4-3-2 裁判員として裁判に参加した感想
(審理内容のわかりやすさ別、検察官の法廷での説明等のわかりやすさ別、
弁護人の法廷での説明等のわかりやすさ別、裁判官の説明のわかりやすさ別)

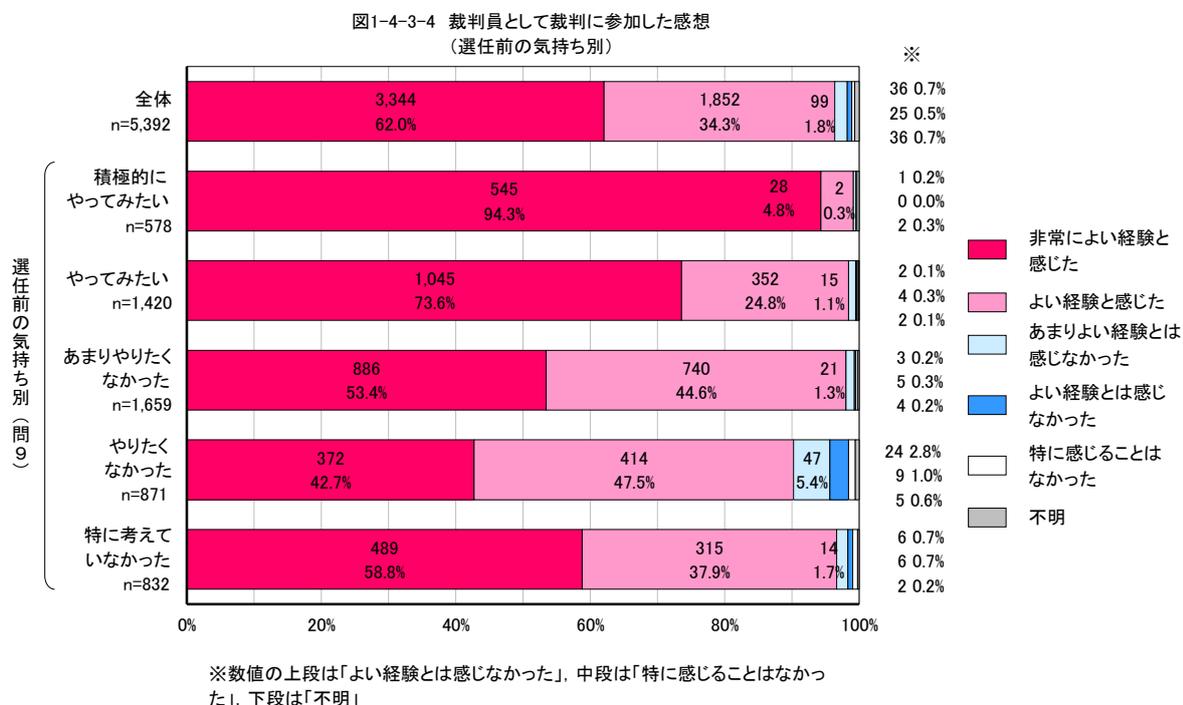


※数値の上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」

『裁判員として裁判に参加した感想』を評議における話しやすさ別、評議における議論の充実度別でみたのが、図 1-4-3-3 である。「話しやすい雰囲気であった」、「十分に議論ができた」と答えた層では、「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が 66%以上と、他の層よりも高くなっている。



『裁判员として裁判に参加した感想』を選任前の気持ち別でみたのが、図1-4-3-4である。選任前に参加意向が積極的な層ほど「非常によい経験と感じた」の割合が高くなっている。また、選任前に「やりたくなかった」と回答した層であっても、選任後は90.2%が『よい経験』と感じたと回答している。



(iv) 問11で答えた理由 (問12)

『裁判员として裁判に参加した感想』(問11)の理由を自由に記載してもらったところ(問12)、全5,392名中、5,047名から回答があった。

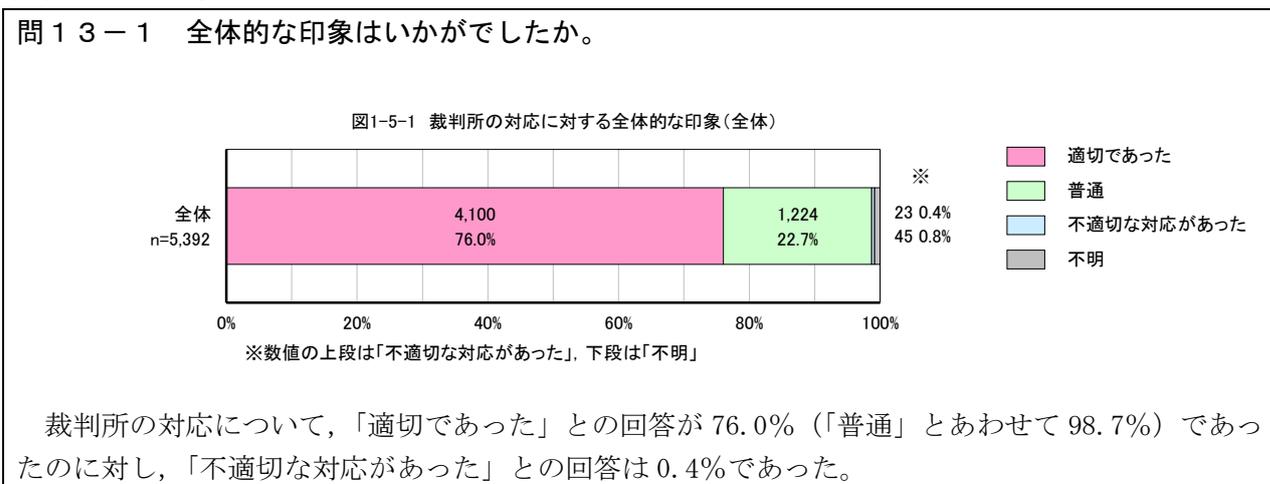
記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ、裁判员に選任されたことを『よい経験』と感じた理由について、「裁判や裁判所のことがわかった、身近になった」とするものが最も多く、「普段できない貴重な経験をした、やりがいがあった」とするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(183頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5) 裁判所の対応(裁判所職員の対応, 裁判所からの情報の提供, 裁判所の設備など)について

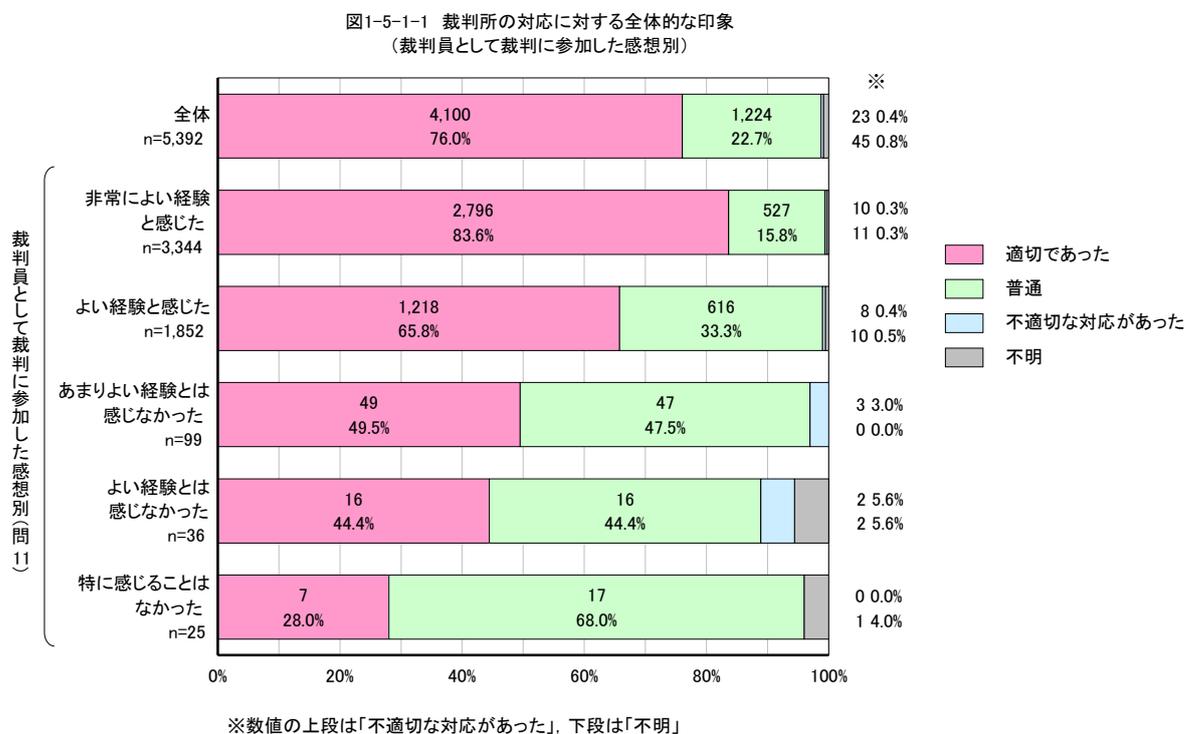
(i) 全体的な印象

問 1 3 - 1 全体的な印象はいかがでしたか。



『裁判所の対応に対する全体的な印象』を裁判員として裁判に参加した感想別でみたのが、図1-5-1-1である。

『よい経験』と感じた層における全体的な印象としては、「適切であった」と回答する割合が高い。



(ii) 裁判所の対応について感じたこと (問13-2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）について感じたことを自由に記載してもらったところ，全5,392名中，2,808名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ，職員の対応について，「適切だった，気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（185頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。

(6) その他の全般的な意見や感想など(問14)

全般的な感想について，自由に記載してもらったところ，全5,392名中，2,415名から回答があった。

記述内容を資料編の自由記載分類・整理表記載の項目別に分類したところ，参加した感想が最も多く，制度の運用に関する意見がこれに続いている。

具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（187頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。